

第3次 長泉町男女共同参画プラン



令和5年3月
長泉町

はじめに

本町では、平成9年3月に「長泉町女性行動計画（ぱっとなあしっぷ）」を策定し、以降、平成17年3月に「長泉町男女共同参画プラン（ぱっとなあしっぷⅡ）」、平成23年3月に「第2次長泉町男女共同参画プラン」、平成28年3月に「第2次長泉町男女共同参画プラン後期計画」を策定し、町民の皆さまとともに男女共同参画を推進するさまざまな施策に取り組んでまいりました。



この間においても少子高齢化、全国的な人口減少、住民ニーズの多様化、グローバル化が進み、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は人々の価値観や生活様式、働き方に大きな変化をもたらしました。全国的に非正規雇用の女性の雇用への影響による生活不安、外出自粛による在宅時間の増加等により、虐待や配偶者等からの暴力の深刻化が顕在化しており、新たな課題への適切な対応を含め、男女共同参画の視点を踏まえた取組の充実がますます必要となっています。

このような状況を踏まえ、長泉町では新たに「第3次長泉町男女共同参画プラン」を策定いたしました。

この計画は、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画、「DV防止法」に基づく市町村基本計画としても位置づけられています。

今後は、本計画に基づき、「互いを尊重し、個性と能力を発揮できるまち ながいずみ」に向けた取組を、着実に進めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆さまには、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただいた長泉町男女共同参画プラン策定委員会の委員をはじめ、町民の皆さま、関係者の皆さまに対し、心から感謝申し上げます。

令和5年3月

長泉町長 池田 修

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけと期間	3
3	計画の推進	4
第2章	長泉町の現状と特性	5
1	人口・世帯の推移	6
2	合計特殊出生率	7
3	年齢別人口のうち働いている人の男女別割合	7
第3章	計画の目標と体系	9
1	全体目標	10
2	基本目標	10
3	計画の体系	12
4	関連するSDGsの目標	13
5	国の計画	14
6	県の計画	14
第4章	計画の内容と具体的施策	15
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり		
1	男女共同参画の推進に関する教育と学習の充実	16
2	人権と多様性の尊重	18
3	国際理解と交流の推進	19
基本目標Ⅱ 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進		
1	男性中心型の働き方の変革とワーク・ライフ・バランスの実現	20
2	就労環境の整備	23
3	就労分野における男女共同参画の推進	26
基本目標Ⅲ だれもが安心して活躍できる地域づくり		
1	多様性の視点に立った防災活動の推進	29
2	地域活動における男女共同参画の推進	30
3	地域における課題解決の場への参画促進	31
基本目標Ⅳ 生涯を通じた健康と福祉の増進		
1	生涯を通じた心身の健康支援	33
2	支援を必要とする人が安心して暮らせる環境の充実	34
3	ジェンダーに基づく暴力の根絶	36
4	高齢者福祉の向上	38
参考資料		40
1	策定経過	41
2	長泉町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	41
3	アンケート調査の結果概要	42
4	用語解説	53
5	関係法令	56



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

個人の尊重と法の下の平等を謳う日本国憲法において、男女平等の実現には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約^{※1}）」にもとづく国際的な取組とともに着実に進められてきました。

これらの動きに伴い、各種法制度の整備が進み、社会の意識も徐々に変化していますが、固定的な性別役割分担意識^{※2}やこれを反映した慣行はあらゆる分野に依然として残り、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。また、社会経済情勢が変化する中で、価値観やライフスタイルが多様化するなど、私たちを取り巻く新たな状況への対応が求められています。

長泉町では、男女共同参画^{※3}の推進に関する基本的な計画として、平成9年に第1次計画となる「『ぱっとなあしっぷ』ながいずみぷらん」（計画期間：平成9年度～22年度）を策定し、平成17年には男女共同参画に対する社会情勢のさまざまな変化に伴う計画の見直しを行い「ぱっとなあしっぷⅡ」（平成17年度～22年度）、「第2次長泉町男女共同参画プラン」（平成23年度～32年度）を策定しました。

今回の計画は「第2次長泉町男女共同参画プラン」の期間満了に伴い、社会情勢の変化に対する取組を盛り込み、「第3次長泉町男女共同参画プラン」を策定するものです。



※1 **女子差別撤廃条約** 昭和54（1979）年の第34回国連総会で130か国の賛成によって採択され、我が国は昭和60（1985）年に批准した。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等を達成するために必要な措置を定めている。

※2 **固定的な性別役割分担意識** 性別を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、性別を理由に役割を分ける考え方のこと。

※3 **男女共同参画** 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、その機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに責任を担うことをいう。単なる参加と異なり、「参画」はより積極的に意思決定過程に関わることをいう。



2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法^{※4}」（平成11年 法律第78号）の第14条第3項に規定されている市町村男女共同参画計画にあたり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年 法律第64号）」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年 法律第31号）」に基づく市町村計画として位置づけられます。

策定にあたっては、国連の持続可能な開発目標（SDGs）^{※5}の視点を取り入れ、国の男女共同参画基本計画や、静岡県の男女共同参画基本計画、長泉町の上位計画である「第5次長泉町総合計画」や他分野の各種関連計画との整合性にも配慮しています。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

ただし、前期（5年）後期（5年）に分け、前期の終わり5年目で社会情勢の変化や計画の進捗状況に合わせて、中間見直しを行います。

※4 男女共同参画社会基本法 男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意のもとに定め、社会のあらゆる分野の取組を総合的かつ計画的に推進するために、平成11（1999）年6月23日に公布・施行された法律。5つの基本理念と、国、地方公共団体、国民の責務などについて規定している。

※5 持続可能な開発目標（SDGs） 平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会の全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定されている。

3 計画の推進

より効果的に施策を進めていくため、町関係各課の連携を強化するとともに、男女共同参画推進懇話会を活用した計画の推進を図ります。また、男女共同参画社会の形成を推進していくために、住民の参画を広く求め、協働のもとに推進していきます。

(1) 計画推進体制の整備と連携

町では本計画を推進していくにあたり、関係各課や関係機関との連携を図り、施策の進捗状況を共有し、総合的・計画的な推進に努めます。

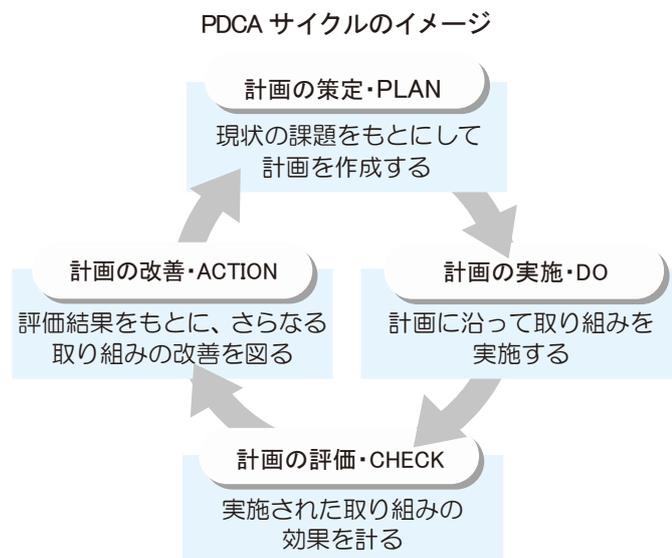
また、住民と行政が一体となった協力体制が取れるよう、男女共同参画推進懇話会、住民団体などとの連携を推進します。

さらに、国・県・男女共同参画等関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換を行います。

(2) 計画の進行管理

本計画の進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

また、本計画に位置づけられる取組については、男女共同参画推進懇話会において、年次ごとにこの計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価し、社会情勢の変化に応じて実施方法などを見直していきます。計画の進捗状況や男女共同参画推進懇話会の審議内容などの情報公開に努めます。

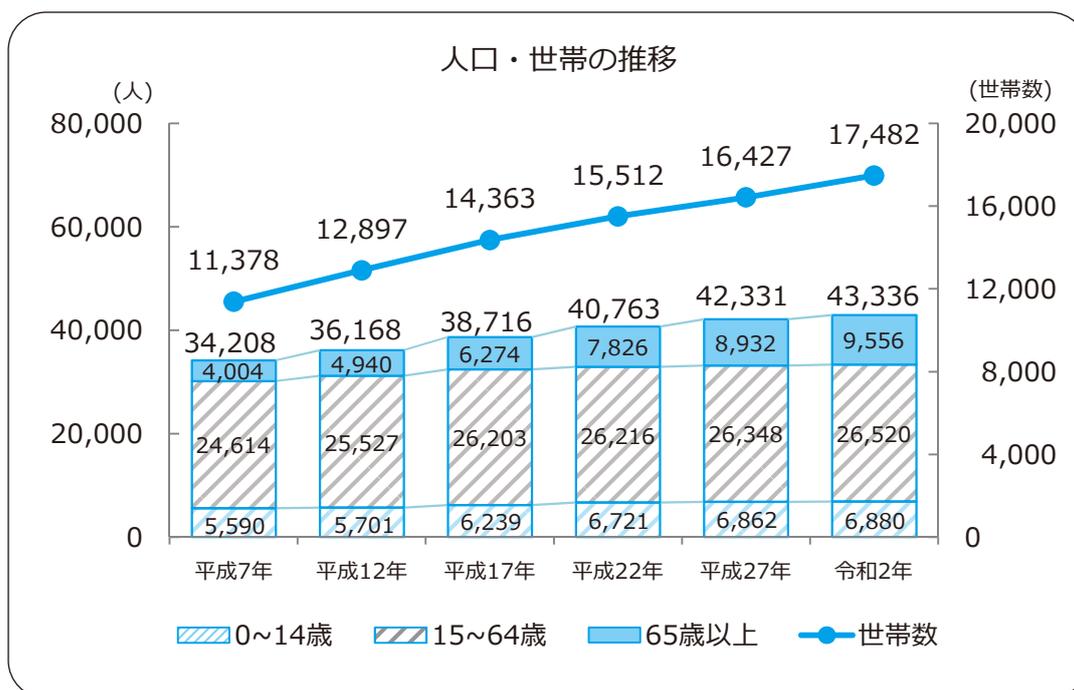




長泉町の現状と特性

1 人口・世帯の推移

長泉町の人口・世帯数は微増傾向で推移しており、令和2年では総人口が43,336人、世帯数は17,482世帯となっています。年少人口（0～14歳）の割合は、県内市町の中で最も高く、老年人口（65歳以上）の割合は県内市町の中で一番低くなっているものの、全国的な少子高齢化の急激な進行の中、14歳以下の人口の減少と65歳以上の増加がみられます。

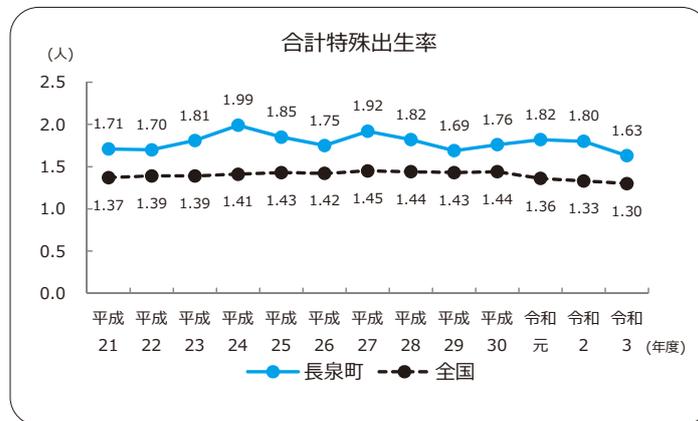


(資料：国勢調査)



2 合計特殊出生率

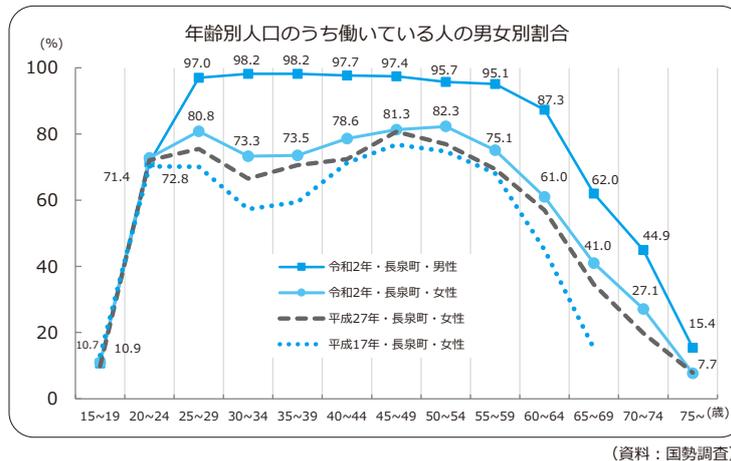
長泉町の合計特殊出生率^{※6}は、依然として全国平均を大きく上回る水準となっているものの、コロナ禍の影響もあり、近年は下降傾向となっています。



(資料：人口動態統計、令和3年度は担当課調べ)

3 年齢別人口のうち働いている人の男女別割合

長泉町の女性の年齢別労働力率^{※7}は、30～39歳で低くなり、再び増加するいわゆる「M字カーブ^{※8}」を描いていますが、30～39歳で低くなり再び増加する「山」「谷」の部分が緩やかになり、徐々に台形に近づき、結婚や出産で離職する女性が減少してきています。

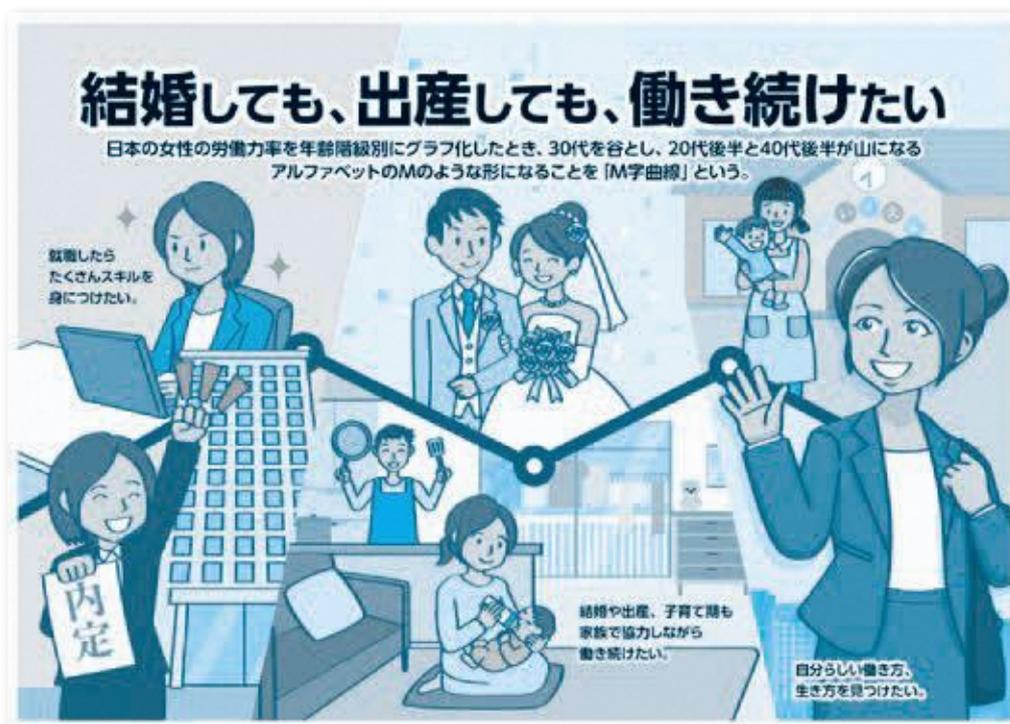


(資料：国勢調査)

※6 合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

※7 労働力率 15歳以上人口に占める労働力人口の割合。

※8 M字カーブ 女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山となるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、すべての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。



(作成：生涯学習課)

第3章

計画の目標と体系



(作成：生涯学習課)

1 全体目標

第5次長泉町総合計画に基づき、本計画の全体目標を「互いを尊重し、個性と能力を発揮できるまち ながいずみ」と定め、性別にとらわれず、一人ひとりがその夢と能力に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現を目指します。

互いを尊重し、個性と能力を発揮できるまち
ながいずみ

2 基本目標

本計画では、男女共同参画社会の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げ、計画の具体的な方向性を示すため、施策を推進します。

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するには、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個々の価値観や人権を尊重しあえることが大切です。家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場面でさまざまな媒体を活用し、男女共同参画の視点に立った教育、意識啓発を推進します。



II 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化が進行する現代においては、地域や社会において男女ともに活躍することが求められています。人々の意識においても、共働きや女性のキャリアの継続が望まれており、これらを実現するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{※9}）がとれた働き方の推進が欠かせません。性別にかかわらず、それぞれの望む働き方で仕事や生活の両立を図り、能力を活かして活躍することができるよう環境整備を行うとともに、妊娠、出産、育児、介護などの支援の充実を図り、ライフステージに応じた働き方が実現できるよう取組の推進を図ります。

III だれもが安心して活躍できる地域づくり

家庭や職場だけでなく、政治の場や地域活動など、あらゆる場において男女の活躍が求められ、特に、防災における男女共同参画の視点の浸透が求められています。

男女共同参画社会を実現するためには、だれもが互いに対等な立場で、社会のあらゆる分野における意思決定や政策・方針決定過程に参画することが重要なことから、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野における参画を推進します。

IV 生涯を通じた健康と福祉の増進

男女共同参画社会形成の基盤をつくるには、生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要であることから、生涯を通じた健康と生活の安定のための支援を行います。

また、あらゆる分野における女性の活躍を推進するためには、女性が安心して暮らせる環境を整備することが必要不可欠です。その中で、重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（DV）^{※10}や各種ハラスメント^{※11}に対応するため、それらを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行い、いきいきと暮らせる環境づくりを推進します。

※9 ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」と訳される。国の政府・労働者団体・使用者団体の三者トップで合意された「ワーク・ライフ・バランス憲章」では、「仕事と生活の調和が実現した社会」を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会」とされている。

※10 ドメスティック・バイオレンス（DV） 配偶者・パートナーからの身体的・性的・精神的・経済的な暴力のこと。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

※11 ハラスメント さまざまな場面における嫌がらせのこと。他者に対する発言・行動などが本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、不利益を与えたりすることを指す。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの種類がある。

3 計画の体系





4 関連するSDGsの目標

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。SDGsは2015（平成27）年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016（平成28）年から2030（令和12）年の15年間で達成するために掲げた目標です。17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

本計画では、基本目標別に該当する目標を掲げ、持続可能な開発目標の達成を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標



	（貧困をなくそう） あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終 止符を打つ		（人や国の不平等をなくそう） 国内および国家間の不平等を是正する
	（すべての人に健康と福祉を） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生 活を確保し、福祉を促進する		（住み続けられるまちづくりを） 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持 続可能にする ※レジリエント…弾力性、柔軟性、回復力のある
	（質の高い教育をみんなに） すべての人に包摂的かつ公正で質の高い教 育を提供し、生涯学習の機会を促進する		（平和と公正をすべての人に） 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
	（ジェンダー※12平等を実現しよう） ジェンダーの平等を達成し、すべての女性 と女兒のエンパワーメント※13を図る		（パートナーシップで目標を達成しよう） 持続可能な開発に向けてグローバル・パ ートナーシップを活性化する
	（働きがいも経済成長も） すべての人々のための包摂的かつ持続可能 な経済成長、雇用およびディーセント・ ワークを推進する ※ディーセント・ワーク…働きがいのある人間らしい仕事		

※12 ジェンダー 生物学的性別ではなく、社会通念や慣習の中にある社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」のような男性、女性の別をジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）と呼ぶ。

※13 エンパワーメント 力をつけること。自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、物事を決定する場の発言力など、一人ひとりが力をつけること。平成7（1995）年に開催された「第4回世界女性会議（北京会議）」で示されたキーワード。

5 国の計画

「男女共同参画基本計画法」と「第5次男女共同参画基本計画」

【男女共同参画基本計画の目指すべき社会】

男女共同参画社会基本法（平成11年 法律第78号）において、「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義し、その促進に関する基本的な計画として、「男女共同参画基本計画」を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。（第13条）

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めることは、「男女」にとどまらず、年齢、国籍、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる社会の実現にもつながります。

【第5次男女共同参画基本計画】

第5次男女共同参画基本計画の策定にあたっては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ります。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

（資料：内閣府 男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月閣議決定））

6 県の計画

「静岡県男女共同参画推進条例」と「第3次静岡県男女共同参画基本計画」

静岡県は平成13年に静岡県男女共同参画推進条例を制定し、平成15年に第1次、平成23年には第2次静岡県男女共同参画基本計画を策定しました。

令和3年度からの5カ年を計画期間とする第3次静岡県男女共同参画基本計画は、「ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現」を基本目標に、「男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と教育推進」や「安全・安心に暮らせる社会の実現」、「職場・家庭・地域における固定的性別役割分担からの脱却」、「政策・方針決定過程の場やあらゆる職域への女性の参画拡大」の4つを柱としています。

（資料：静岡県 男女共同参画課「第3次静岡県男女共同参画基本計画」（令和3年2月策定））

第4章

計画の内容と具体的施策



(作成：生涯学習課)

基本目標 I

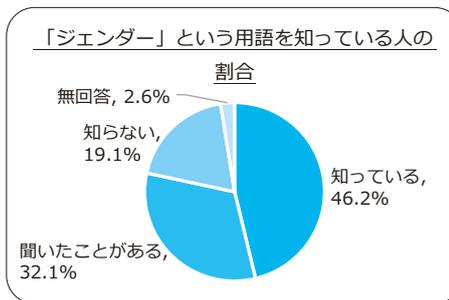
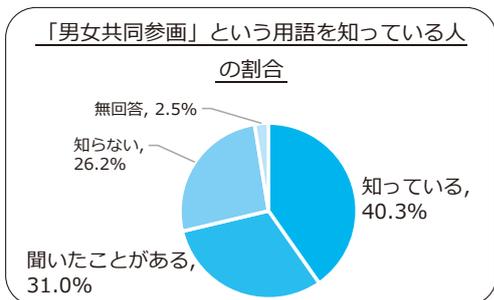
男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり



1 男女共同参画の推進に関する教育と学習の充実

D V

男女共同参画意識が醸成される環境づくりを行うため、家庭教育や地域における学習機会の充実、高等教育機関などとの連携により、子どもから高齢者までを対象とした幅広い啓発活動を行います。

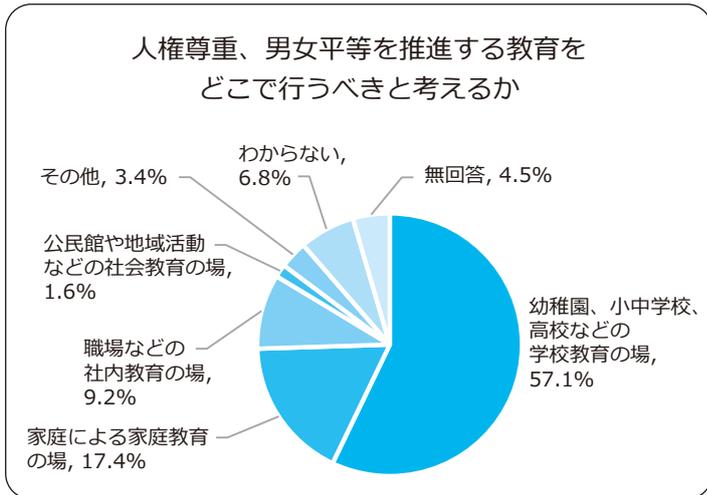


「知っている」、「聞いたことがある」という人の割合は、「男女共同参画」は71.3%、「ジェンダー」は78.3%にとどまっています。

(資料：令和3年度静岡県男女共同参画に関する県民意識調査)

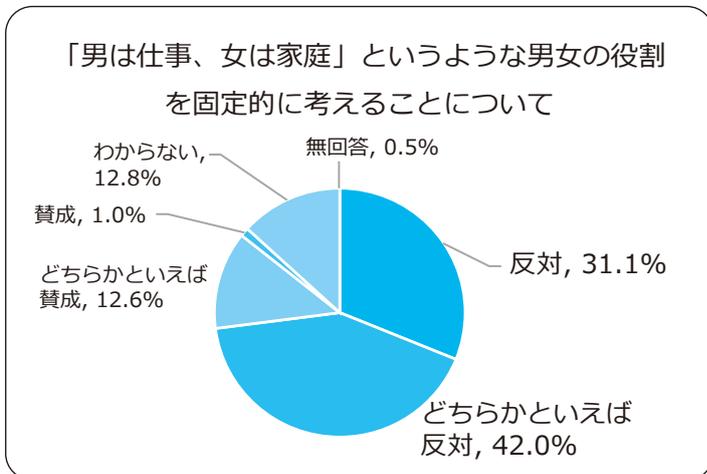
(1) 男女共同参画の視点に立った子育て・教育環境の充実

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
1	ジェンダー平等教育の推進	学校教育において、男女混合名簿を継続運用し、今後も性別にとらわれない個性を尊重した指導に努めます。また、中学校の技術・家庭科及び保健体育の授業を男女がともに学ぶことにより、ジェンダー平等教育を推進します。	教育推進課
2	道徳教育・人権教育・国際教育の充実	道徳の授業や学級活動を通して、人権の尊重にかかる啓発教育やジェンダー平等教育を推進します。また、国際教育を実施し、国際理解教育、英語指導を行い、国際交流活動を通じて、性別や国籍及び民族などによる差別意識を払拭するとともに、多様な価値観の理解を推進します。	教育推進課
3	職場体験を通じての職業意識の育成	性別にとらわれず、子ども一人ひとりの個性や能力を尊重した自由な職業選択ができるような体制をつくとともに、職場体験を通じて、職業意識の育成を図ります。また、福祉体験などを通して、福祉への理解と関心を高めるように努めます。	教育推進課 福祉保険課
4	発達段階に配慮した性教育の充実 (I-2(1)に再掲)	学校教育において、性に関する知識や生命及び人格の尊重について、子どもたちの発達段階に配慮した性教育の充実を図ります。	教育推進課
5	放課後児童会の充実	就労などにより、日中、自宅に保護者がいない小学生を預かり、保護者が安心して仕事ができるよう放課後児童会を運営します。	こども未来課
6	いじめ・不登校・子育ての相談事業の充実	いじめ・不登校・性に関する相談・子育ての問題など青少年相談事業などで助言・支援を行うとともに、関係機関と連携し、必要な措置を講じます。また、性別にかかわらず個々の課題に的確に対応するため、相談員の資質向上に努めます。	教育推進課 生涯学習課 こども未来課



(資料：令和3年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査)

「学校教育」が50%以上を占め、「学校教育の場において人権尊重や男女平等を推進する教育をすべき」と考えている人の割合が最も多い状況です。



(資料：令和3年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査)

男女の役割の固定化については、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計が7割以上となっています。

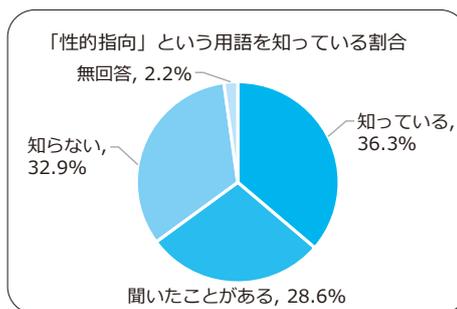
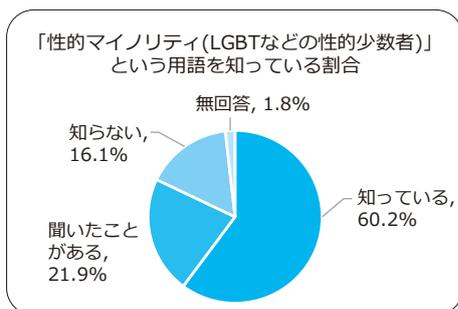
(2) 男女共同参画のための啓発の推進

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
7	男女共同参画意識推進のための職員啓発講座などの実施・企画の推進	全庁的な取組を推進していくため、男女共同参画に関して共通の認識をもつことを目的に、職員啓発講座などの企画・実施に努め、職員への意識啓発を図ります。	行政課 生涯学習課
8	男女共同参画に関する情報紙発行と図書館情報コーナー活用による情報提供	男女共同参画社会の推進、啓発のための情報紙「咲くっと」を編集・発行するとともに、図書館情報コーナーにおいて男女共同参画に関連する図書の展示・貸し出しを充実させます。	生涯学習課
9	男女共同参画の啓発のための講座、講演会の開催	男女共同参画の意識の浸透を図るために講座や講演会を開催し、多くの方に参加いただけるよう内容の充実に努めます。	生涯学習課
10	男女共同参画に関する調査やデータ収集	男女共同参画に関する意識、実態を把握し、プランや施策など男女共同参画行政に反映させるため、5年ごとにアンケート調査を実施し現状把握を行います。	生涯学習課

2 人権と多様性の尊重

D V

住民が人権について理解を深め、お互いが相手を理解し、思いやり、認めあい、互いの人権を尊重しあう社会の実現につながるよう、多様な媒体を活用し、住民の幅広い年齢層に対して身近でわかりやすい意識啓発に努めます。また、性的指向や性自認^{※14}に起因して社会的困難を抱える人に対し、人権侵害などが生じないように、広く性の多様性に関する啓発活動を行うなど、社会における理解促進に努めます。



用語の認知は、「聞いたことがある」と回答した人も含めて「LGBT」が82.1%、「性的指向」は64.9%にとどまっています。

(資料：令和3年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査)

(1) 性に関する理解の促進

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
11	性的マイノリティの方への行政文書に関する配慮	各種申請手続き、行政文書などにおける性別記載や表示方法について継続的に見直します。	行政課 生涯学習課
12	パートナーシップ制度の導入	同性パートナーシップ制度の導入をするとともに、町職員の性的マイノリティに対する理解を促進します。	生涯学習課 行政課
再掲	発達段階に配慮した性教育の充実 (I-1(1)に掲載)	学校教育において、性に関する知識や生命及び人格の尊重、意思決定能力を身に付けられるように、子どもたちの発達段階に配慮した性教育の充実を図ります。	教育推進課

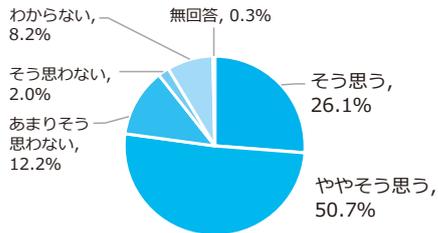
(2) 人権に関する啓発

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
13	人権相談及び人権の理解啓発の推進	人権擁護委員による人権相談や、人権理解を目的とする啓発活動を支援します。	行政課
14	人権にかかわる研修会への参加及び伝達・啓発	人権教育にかかわる研修や講演会などの情報を住民に提供するとともに、男女共同参画啓発講演会などを通じて、人権問題に対する啓発を進めます。	行政課 生涯学習課

※14 性的指向・性自認 性的指向 (Sexual Orientation) とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうかを示す概念である。性自認 (Gender Identity) とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ (性同一性) を自分の感覚として持っているかを示す概念である。



「人権尊重の意識（思いやりの心をもって人と接する、自他の命を大事にするなど）」が生活の中に定着していると感じるか。



(資料：令和4年度長泉町住民意識調査)

人権尊重の意識は、70%以上の人が生活の中に定着してきていると感じています。

3 国際理解と交流の推進

町内に住む外国人が暮らしやすく、地域の一員として参画できるよう住民との交流する機会の充実を図ることで多文化共生社会を目指します。

(1) 町内居住外国人の地域参加への支援

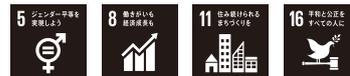
No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
15	町内居住外国人に対して生活関連情報の提供（パンフレット作成など）	町ホームページの翻訳機能（英語・スペイン語・ポルトガル語・韓国語・中国語）や外国人向けパンフレットにより、外国語又は易しい日本語による情報提供を的確に行うとともに日本語教室の開催により、町内居住外国人も生活しやすい環境づくりを推進します。	全 課
16	町内居住外国人に対する防災訓練参加の推進	安全、安心のまちづくりにむけ、町内居住外国人も防災訓練に参加するよう啓発します。	地域防災課
17	国際社会の動向や情報の収集と提供	男女共同参画に関する国際的な統計や、国・県の情報を収集、提供します。	生涯学習課



(作成：生涯学習課)

基本目標Ⅱ

就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

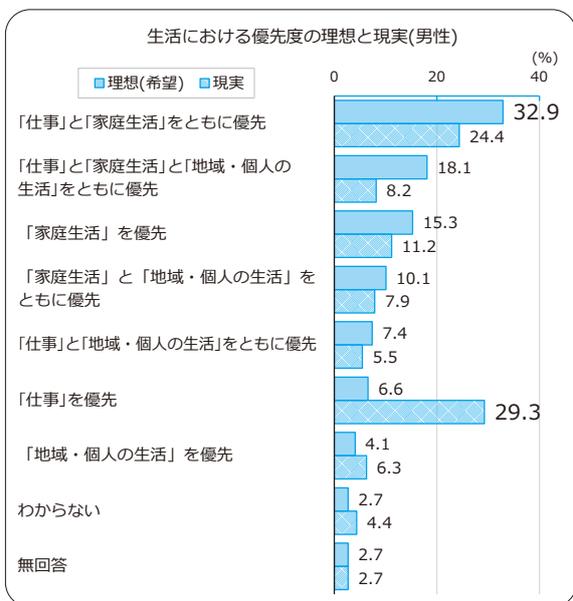


1 男性中心型の働き方の変革とワーク・ライフ・バランスの実現

女性活躍

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、一人ひとりがいやりがいや充実感をもって働き、多様なライフスタイルを可能にするとともに、生産性の向上や競争力の強化につながり、経済の活性化においても重要なことです。個人だけではなく事業者に対しても、ワーク・ライフ・バランスの有用性を訴え、育児休業制度、介護休業制度について、雇用の分野を中心に制度の普及を図るとともに、利用しやすい環境づくりを進める必要があります。

また、男性の仕事優先の考え方の見直しに向け、男女共同参画の意義について男性の理解を深めるとともに、事業所などへの育児・介護休業^{※15}取得のための啓発に努めます。



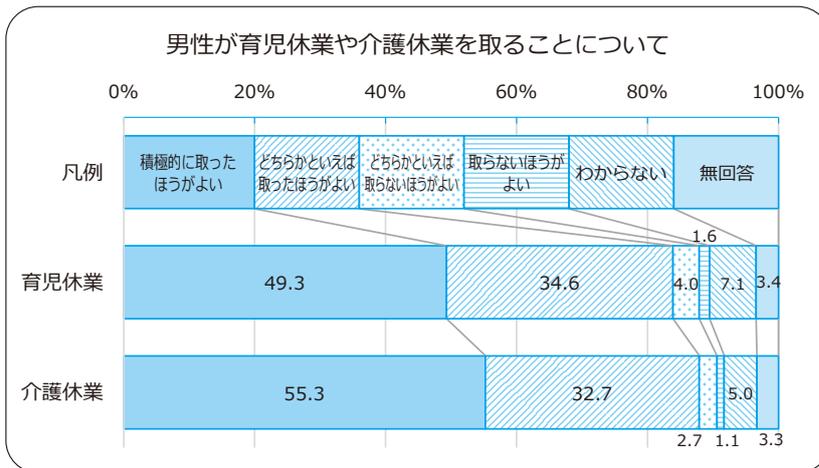
「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」のいずれかを優先するのではなく、両立したい男性が多くなっていますが、現実では、「仕事」を優先する割合が高くなっています。

(資料：令和3年度静岡県男女共同参画に関する県民意識調査)

(1) 男性の男女共同参画への理解の推進

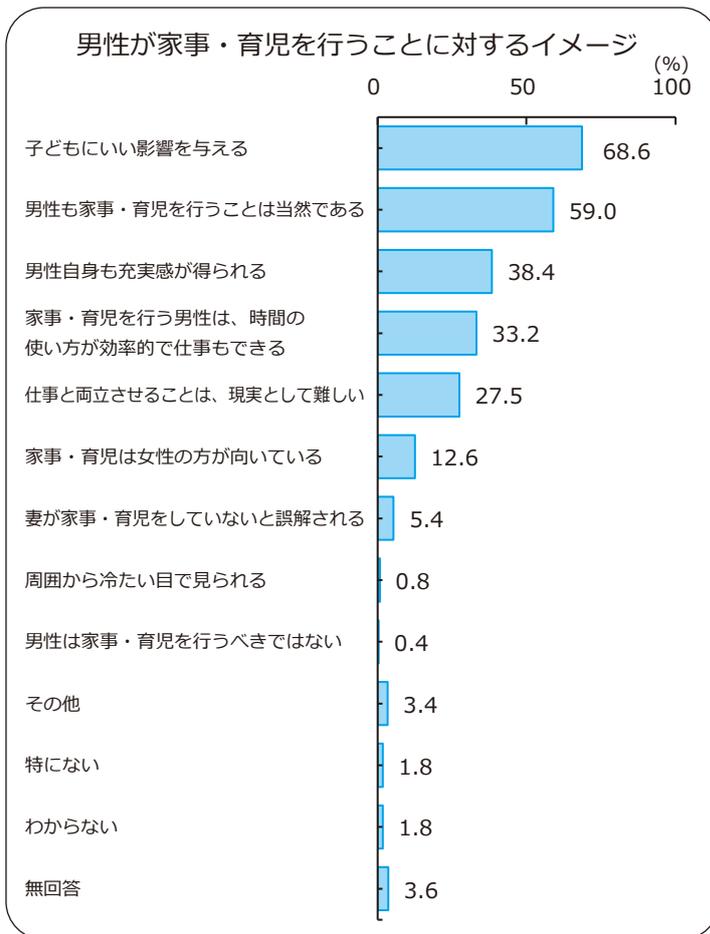
No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
18	男性の家事・育児・介護などへの参画促進	男性の家事や育児、介護などへの参画促進を目的に、子育てやワーク・ライフ・バランスを考慮した講座や教室を開催します。	行政課 健康増進課 こども未来課
19	事業所などにおける男性の育児・介護休業取得のための啓発	男性の育児・介護休業取得促進のための啓発に努めます。	行政課 産業振興課 生涯学習課

※15 育児・介護休業法 正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。労働者が申出をすることによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。平成3（1991）年5月15日に公布、平成4（1992）年4月1日に施行された。



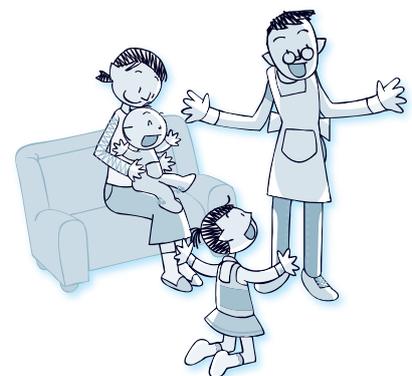
(資料：令和3年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査)

取得することに肯定的な意見が、育児休業が8割強、介護休業が9割近くとなっています。



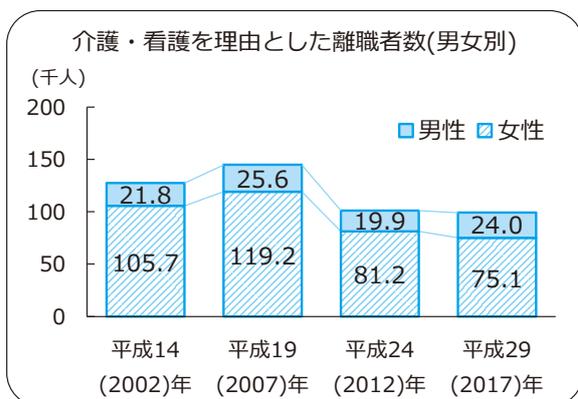
(資料：令和3年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査)

男性が家事育児を行うことに対して、肯定的な意見の割合が多くなっています。



(2) 男性の家事、育児、介護への参画と環境整備

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
20	男性・高齢者への家事に関する支援 (IV-4(1)に再掲)	男性や高齢者など家事経験の少ない方を対象に、食事づくりのきっかけとなるような料理教室のほか、家事への参画を促進する講座を開催し、自立と社会参加の促進を図ります。	健康増進課 生涯学習課
21	介護に関する教室と介護者交流会の実施 (IV-4(2)に再掲)	自宅で介護をしている家族を対象に、介護知識や技術習得、また、介護者同士の交流を図る家族介護教室を実施します。	長寿介護課
22	テレワーク ^{※16} 、在宅ワークの促進	テレワークや在宅ワーク、ワーケーション ^{※17} の促進のため、コワーキングスペース ^{※18} の活用やサテライトオフィス ^{※19} の整備などを支援します。	産業振興課



介護・看護を理由とした離職者数の多くは、女性が占めています。

(資料：令和2(2020)年版(内閣府)男女共同参画白書(備考))

- 1.総務省「就業構造基本調査」より作成
- 2.調査時点の過去1年間に「介護・看護のために」前職を離職した者



(作成：生涯学習課)

※16 テレワーク ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことをいう。

※17 ワケーション 「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、普段の職場と異なるリゾート地や観光地で働きながら休暇を取ることをいう。

※18 コワーキングスペース 独立して働く個人が、会議室や作業スペース、デスク、ネットワーク設備といったオフィスの実務環境を共有して仕事をする空間。

※19 サテライトオフィス 企業の本社や主要拠点から離れた場所に設置されるオフィスを指す。本社を中心にして、衛生(=サテライト)のように配置されることから生まれた言葉。



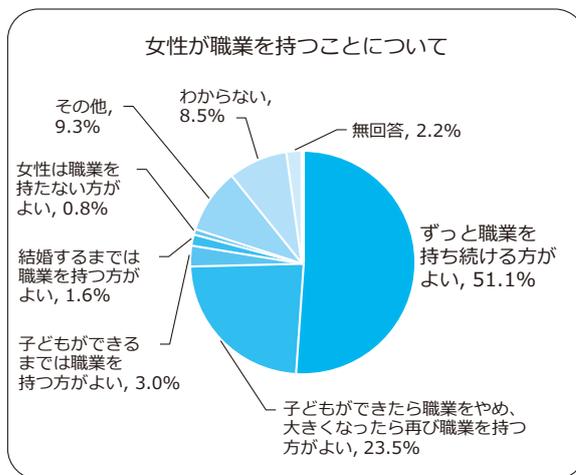
2 就労環境の整備

女性活躍

D V

だれもが自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を実現するための環境づくり、働き方が求められる中、結婚・出産などにより一度退職した女性が、再び就業するために必要な知識や能力を主体的に身に付けていくための機会を提供します。

また、職場や地域などにおけるセクシュアル・ハラスメント^{※20}や、パワー・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントを防止するための啓発活動を推進します。さらに、「女性活躍推進法」に基づき、子育てなどで就業を一時中断している女性の就業再開や仕事について多様な選択ができるよう、個人の能力に応じて講習や相談を実施し、職業能力を高める支援を行います。



女性の就労への賛否は、「ずっと職業を持ち続ける方がよい」が50%を超え、女性の就労継続への認知が進んでいます。

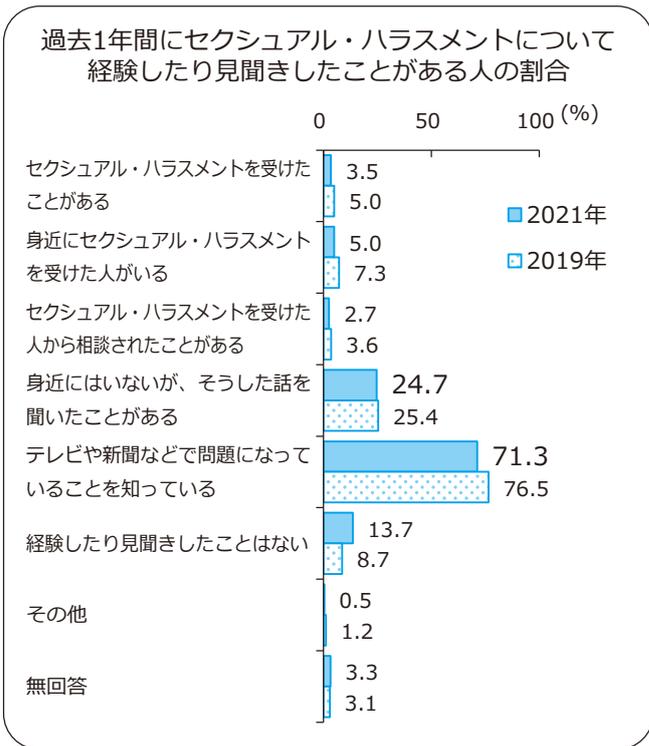
(資料：令和3年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査)

(1) ハラスメント防止の徹底

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
23	暴力防止啓発や防止情報の発信 (IV-3(1)に再掲)	セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性犯罪など、あらゆる暴力の防止に向けて、チラシ、ポスター、広報紙などによる啓発や防止関連情報を発信します。	福祉保険課 行政課 生涯学習課
24	セクハラ、パワハラ、DVなどの相談窓口の周知と相談体制の充実 (IV-3(1)に再掲)	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、虐待、DVに対して早期発見・早期対応を図るため、相談窓口を周知し、相談支援体制の整備を図ります。	福祉保険課 行政課 生涯学習課
25	セクハラ・マタハラ ^{※21} などの防止	教育の場、行政の場におけるハラスメントの現状把握を行い、防止に関する啓発を行うとともに相談体制を充実します。	教育推進課 行政課

※20 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、または性的な言動により相手方の生活や環境を害すること。

※21 マタニティ・ハラスメント 働く女性が妊娠、出産に関連し職場において受けるいじめ、嫌がらせのこと。解雇や雇い止めといった不当な扱いだけでなく、言葉や態度による嫌がらせも含む。



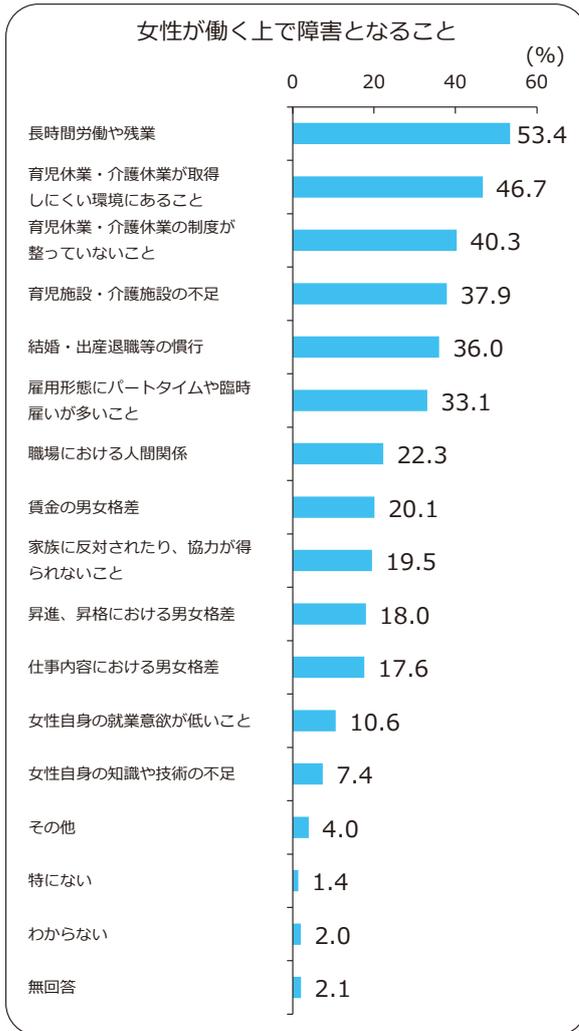
(資料：令和3年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査)

「セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある」(3.5%)または、「身近にセクシュアル・ハラスメントを受けた人がいる」(5.0%)など、実際の被害についての回答は低い割合の傾向ですが、「テレビや新聞などで問題になっていることを知っている」(71.3%)、「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」(24.7%)などテレビや報道を通じての認識は高まっています。

(2) 女性の再就職や起業への支援

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
26	子育てでキャリアを中断した女性などの再就職支援	商工業団体やハローワークと連携し、子育てのため、仕事を中断していた女性などを対象とした再就職支援に努めます。	産業振興課
27	子ども関連施設での子育て支援事業の充実	子育て支援センター、児童館、一時預かり・ファミリー・サポート・センター ^{※22} 事業などを有する子ども関連施設(こども交流センター「パルながいずみ」)において、子どもの健全な遊び場及び子どもを中心としたさまざまな世代の人々が交流する場を提供し、地域全体で子育てを支援します。	こども未来課
28	子育て期に安心して働ける環境整備	保育園での延長保育の実施のほか、保護者の疾病や育児疲れによる精神的・肉体的負担を軽減するため、一時預かり事業を実施します。また、近隣市町との連携で病児保育事業を継続するとともに、町内保育園、こども園に看護師を配置し、園児が保育中に具合が悪くなった場合の体調不良児対応型事業を実施します。	こども未来課
29	起業活動などの相談支援と能力開発の支援	起業を考える女性に対する相談と女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう支援します。	産業振興課

※22 ファミリー・サポート・センター 仕事と育児の両立を支援するため、育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できる協力会員の双方を募り、有償で助け合う会員組織。



女性が働きにくいと感じる理由に「長時間労働や残業」(53.4%)「育児休業・介護休業が取得しにくい環境にあること」(46.7%)と主に職場環境への回答が最も多く、次いで「育児休業・介護休業の制度が整っていないこと」(40.3%)、「育児施設・介護施設の不足」(37.9%)などの制度や施設への理由が挙げられ、これらが解消されなければ継続して働きにくいと感じています。

(資料：令和3年度静岡県男女共同参画に関する県民意識調査)

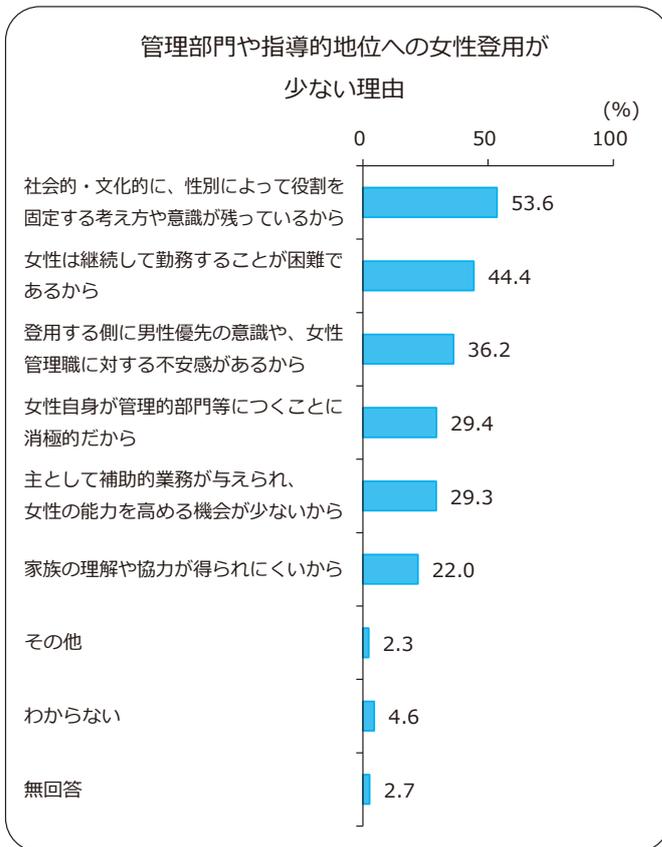


(作成：生涯学習課)

3 就労分野における男女共同参画の推進

女性活躍

育児・介護休業法をはじめとする制度の整備などにより、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組が進みつつあるため、引き続き事業者に対して制度の趣旨を周知するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を町内企業、事業者などへ働きかけます。



管理部門や指導的地位への女性登用が少ない理由として、「女性は継続して勤務することが困難であるから」「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」と考える人が多い傾向にあります。

(資料：令和3年度静岡県男女共同参画に関する県民意識調査)

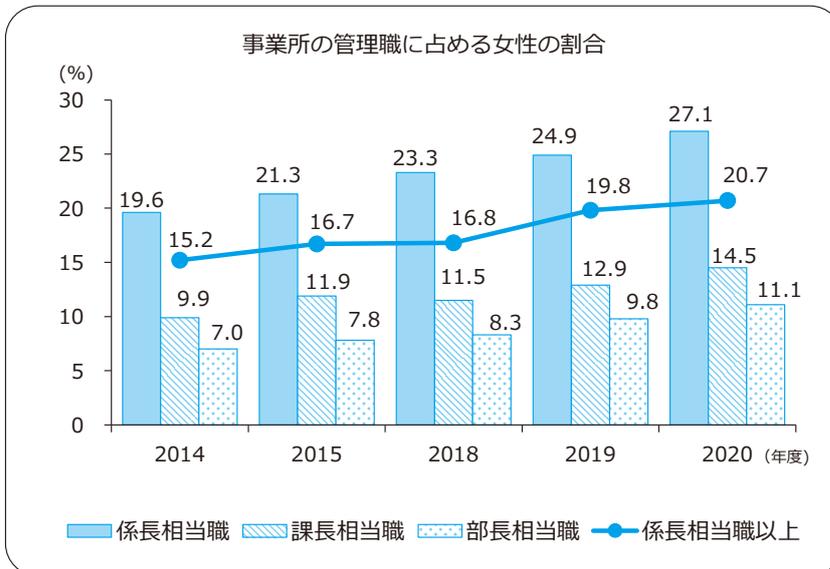
(1) 町役場・教育の場における女性の積極的登用

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
30	学校経営における主任級への女性の登用、人材育成	教育の場における男女共同参画を推進するため、学校運営において、男女の差別なく、教務主任や学年主任など主任級の登用を進め、男女に偏りのない学校運営に努めます。	教育推進課
31	町役場における女性活躍推進法に基づく行動計画の推進	町役場は特定事業主として、採用に占める女性比率、勤続年数の男女差、管理職に占める女性比率などを公表します。また、女性職員のキャリア研修への参加を促進し、監督職の女性職員の割合の向上に努めるとともに、引き続き人事評価の結果などにより性別を問わない適切な人員配置を行います。	行政課



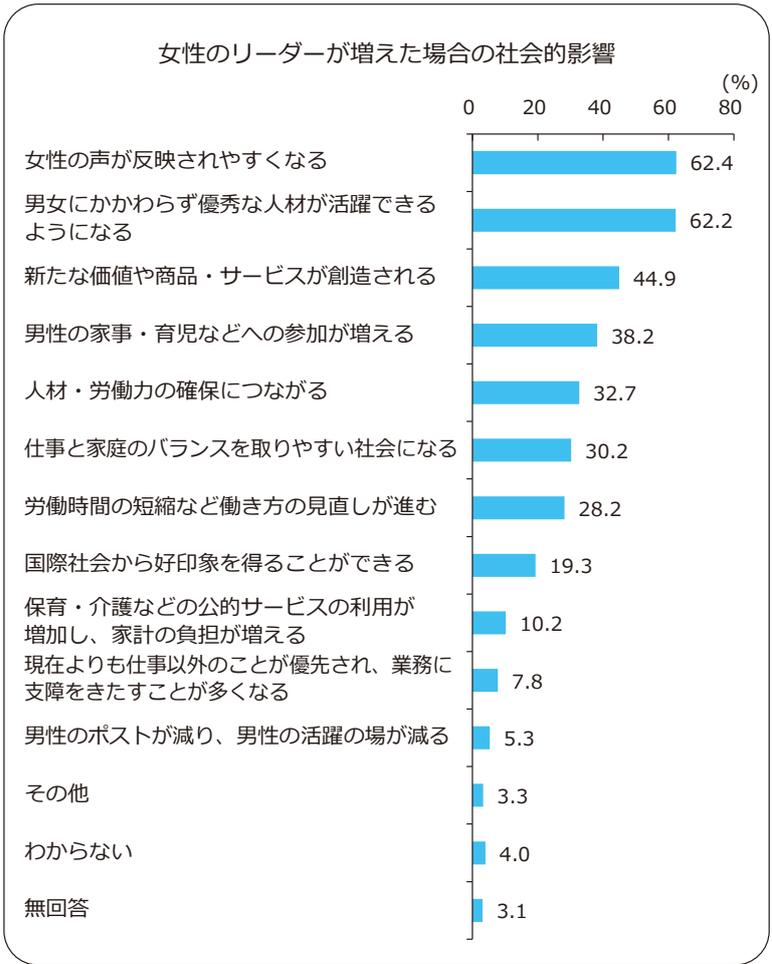
(2) 事業所などに対する啓発の推進

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
32	事業所への男女雇用機会均等法、パートタイム労働法や労働者派遣法の周知啓発	企業への男女雇用機会均等法を周知するために、国や県と連携しながら啓発します。	産業振興課 生涯学習課
33	育児休業や介護休業、再雇用制度の周知啓発	育児・介護休業法や再雇用制度を周知するため、事業所及び従業員に対する啓発を行います。	産業振興課 行政課 生涯学習課
34	労働時間短縮に向けての啓発	女性と男性の労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動にともに参加することができるように、町内事業所に対して労働時間短縮やノー残業デーの啓発を図ります。	産業振興課 行政課
35	女性活躍推進法の啓発	町内事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の実現のため、女性活躍推進法の推進に関する周知、啓発を行います。	産業振興課



事業所の管理職（係長相当職以上）に占める女性割合は、増加傾向にありますが、課長相当職、部長相当職では、まだ20%にも達していません。

(資料：令和3年度(2021年度) 静岡県男女共同参画白書)



(資料:令和元年度長泉町男女共同参画に関する意識調査)

女性参画が進んで、女性のリーダーが増えた場合の社会的影響は、「女性の声が反映されやすくなる」(62.4%)が最も多く、次いで「男女にかかわらず優秀な人材が活躍できるようになる」(62.2%)と高い割合を示しています。

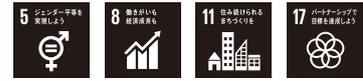


(作成：生涯学習課)



基本目標Ⅲ

だれもが安心して活躍できる地域づくり

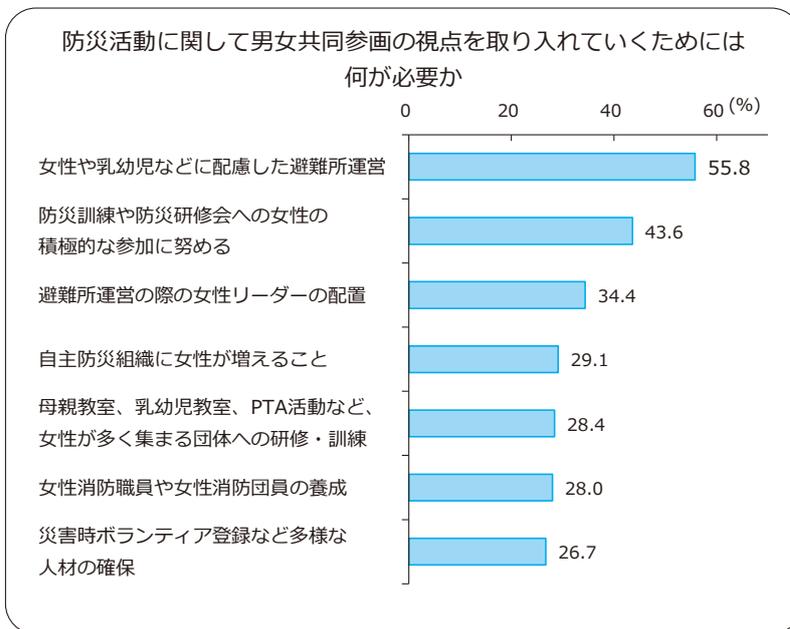


1 多様性の視点に立った防災活動の推進

女性活躍

さまざまな地域活動において、働き盛りの女性や男性を含め、ともに担うまちづくりへの取組を進めます。

また、日頃から災害などに備え、避難所運営などについては、男女共同参画の視点からの想定、準備を関係団体と協力して推進します。



防災活動に関して男女共同参画の視点を取り入れるためには、「女性や乳幼児などに配慮した避難所運営」が55.8%と最も高く、次いで「防災訓練や防災研修会への女性の積極的な参加に努める」が43.6%、「避難所運営の際の女性リーダーの配置」34.4%となっています。

(資料:令和元年度長泉町男女共同参画に関する意識調査)

(1) 災害時における男女共同参画の推進

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
36	地域の防災活用における女性登用の促進	女性消防団員の入団促進や日頃の防災訓練への参加など、女性の防災活動への参画を図るとともに、男女共同参画の視点に立った防災の必要性などについての周知、啓発や情報提供を実施します。	地域防災課
37	自主防災会の女性役員登用の促進	自主防災会に女性役員がいることにより、災害時において男女共同参画がスムーズに実現できるよう、女性役員の登用を促進します。	地域防災課
38	防災対策・避難所運営における男女共同参画	男女共同参画の視点に立ち、防災訓練等を実施するとともに、避難所運営、防災マニュアル等において、性別を問わずだれもがリーダーとして参画できる仕組みを作ります。	地域防災課

(2) 多様性の視点に配慮した防災対策

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
39	地域の防災組織における女性の視点を取り入れた備蓄品などの配備の促進	地域の自主防災会などに対し、女性の視点を取り入れた備蓄品などの配備を促す働きかけを行います。	地域防災課
40	男女共同参画と多様性への配慮の視点からの防災対策の推進	男女のニーズの違いなど、男女双方の視点、女性や子どもを犯罪から守る安全確保、プライバシーの確保、要配慮者の支援などに十分配慮できるよう、男女共同参画と多様性への配慮の視点からの防災対策を推進します。 ※要配慮者…高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、日本語が十分理解できない外国人など。	地域防災課

2 地域活動における男女共同参画の推進

女性活躍

地域活動において、男女がともに世代に関係なく地域活動を担うことの必要性について啓発するとともに、参画意欲を高揚するために誰もが参加できるきっかけ、参加しやすい活動づくりを推進します。

(1) 地域活動参加への啓発と学習機会の提供

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
41	女性のエンパワーメントへの支援 (Ⅲ-3(2)に再掲)	男女共同参画の指導者の養成や、資質の向上に関する研修に参加する人に対して、その研修に要する費用の一部を補助し、女性の人材養成の推進を図ります。	生涯学習課
42	地域へへの出前講座の実施	住民の学習機会の拡充を図るとともに、町政に対する理解を深め、まちづくり推進に寄与することを目的とする出前講座の実施と充実を図ります。	生涯学習課
43	子育て支援参加への講座開催	子育て中の親が安心して学習活動に参加できるよう、親のかわりに子どもたちの世話をする「子育てマイスター講習会」を開催し、子育て支援をします。	こども未来課

(2) 地域活動参加への環境づくりの促進

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
44	地域活動への積極的参加の呼びかけ	地域活動への積極的な参加の呼びかけを行い、まちづくりや地域防災、子育て、介護予防支援、生涯学習活動などに参画できるよう支援します。	行政課 長寿介護課 福祉保険課 生涯学習課 工事管理課
45	ボランティア活動窓口の整備	町民の自主的なまちづくりを推進するため、地域の防犯・交通安全・福祉活動・女性の活躍支援を行うボランティア組織やNPOなどの活動を支援します。	地域防災課 福祉保険課 健康増進課 生涯学習課

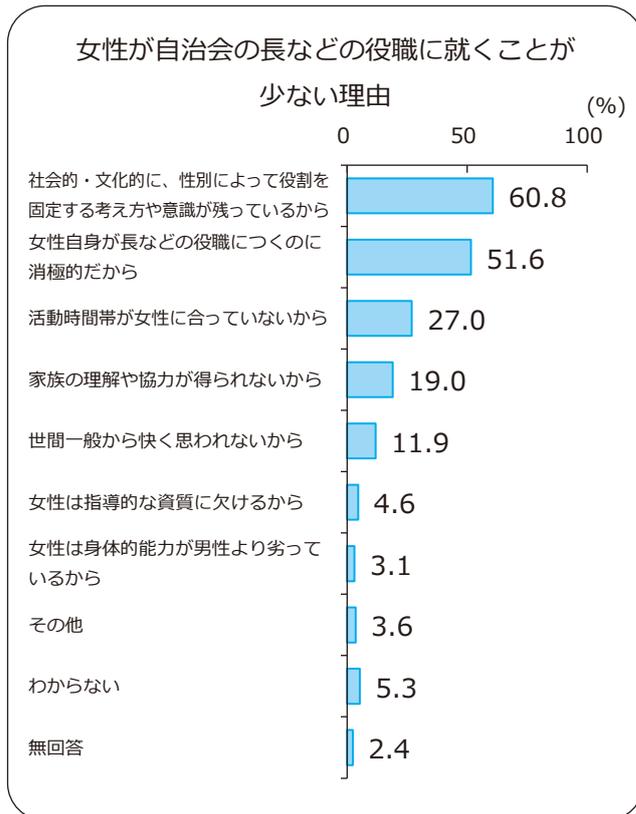


3 地域における課題解決の場への参画促進

女性活躍

女性のリーダー養成を行うとともに、これまで地域とつながりが少なかった男性に対しても積極的な参加を呼びかけるなど、性別や年代にかかわらず地域活動への参加を促します。

さらに、地域での課題解決の過程への女性の参画の必要性や効果について周知を図るとともに、女性団体などを中心にこれまでに育成した人材を活かしながら、女性自身の意識や行動の改革を促し、女性の能力開発支援として教育・学習機会の充実を図ります。



自治会の長などの役職に就く女性が少ない理由について、「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」(60.8%)に加え、「女性自身が長などの役職に就くのに消極的だから」(51.6%)がともに50%以上となるなど、役職に就く性別への意識がいまだに強く残っている傾向が見られます。

(資料：令和3年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査)

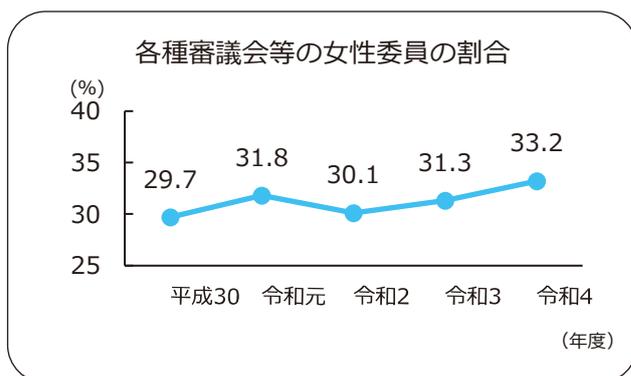
(1) 各種審議会などへの女性委員の登用などによるまちづくりへの参画の促進

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
46	各種審議会などへの女性委員、各種団体への女性役員登用の推進	政策方針決定の場の男女不均衡を是正するため、各種審議会などに女性委員を積極的に登用し、女性委員のいない審議会などを解消します。また、区長会、PTAなど各種団体の長や本部役員への女性の登用、地域活動への企画・運営への女性の参画を呼びかけます。	行政課 企画財政課 くらし環境課 建設計画課 上下水道課 工事管理課 地域防災課 福祉保険課 長寿介護課 教育推進課 生涯学習課
47	女性委員の登用調査	各種審議会などへの女性委員の登用調査を実施し、女性委員の登用状況の把握に努めます。	生涯学習課
48	議会のホームページ公開と傍聴方法などのPR	気軽に議会を傍聴できるよう、町のホームページでの映像配信(Live及び録画)をはじめ、議会日より、町広報紙などを活用し、傍聴方法に関する情報提供に努め、開かれた議会を推進します。	議会事務局

目標数値

指標	現状値	目標値
町の各種審議会などの女性委員の割合	33.2%	40%

(生涯学習課)



各種審議会等への女性委員の割合は、徐々に増加傾向が見られます。

(資料：生涯学習課)

(2) 女性の人材養成の推進

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
再掲	女性のエンパワメントへの支援 (Ⅲ-3(2)に掲載)	男女共同参画の指導者の養成や、資質の向上に関する研修に参加する人に対して、その研修に要する費用の一部を補助し、女性の人材養成の推進を図ります。	生涯学習課
49	人材リストの作成と活用の促進	人材リスト「いちばん星みつけた」を作成し、さまざまな学習の場で活用し、参加者の拡大を図ります。	生涯学習課
50	住民参加型講座の開催と講師への登録推進	「学ぶ」と「教える」という生きがいの両面を満たす「長泉わくわく塾」を開催し、各種講座の受け皿を整え、住民参加型の塾運営を充実させます。	生涯学習課

(3) 女性団体や男女共同参画に関する活動団体への支援

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
51	女性団体を中心としたネットワークづくりの推進	男女共同参画を推進する団体のネットワークに支援協力し、県や町からの情報を提供します。	生涯学習課
52	子育てグループへの育成支援	地域社会での子育て支援の促進を図るため、町内において子育て支援事業を実施する団体に対し、補助金を交付します。	こども未来課



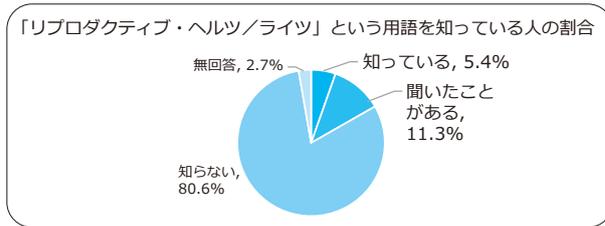
基本目標Ⅳ

生涯を通じた健康と福祉の増進



1 生涯を通じた心身の健康支援

男女がともに互いに関する正しい知識を持ち、双方がより良い協力関係を保つことができるよう、啓発活動を充実し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※23}に関する理解の促進を図るとともに、男女のライフステージに応じた心身の健康の保持・増進のための支援の充実を図ります。



「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について「知らない」と回答した人が8割以上を占めており、用語の認知が低い状況です。

(資料：令和3年度静岡県男女共同参画に関する県民意識調査)

(1) ライフステージに応じた健康支援の充実

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
53	妊娠期の家庭環境に関する啓発	妊娠期から出産後の母体の健康管理について指導を行います。また、父子健康手帳の配付や、パパママ学級において、禁煙の必要性の啓発、保健師や管理栄養士による講話及び沐浴などの育児手技実習を通して、父親の育児参加を促します。	健康増進課
54	妊娠期から子育て期における健康相談支援体制の充実	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査に関する情報提供、健康相談を実施するなど妊婦の健康づくりを支援します。また出産後も母体管理をはじめ、赤ちゃん訪問や各種相談会・健診により育児や母子保健などの相談支援体制を充実させます。	健康増進課
55	心とからだの健康相談 (Ⅳ-2(2)に再掲)	乳幼児健康相談をはじめ成人健康相談や精神科医による「心の相談」を実施し、健康に関する相談に応じるとともに、不定期での電話相談にも応じます。	健康増進課

(2) 健康づくり対策の推進

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
56	健康講座の開催	生活習慣病予防や女性の健康などをテーマとした健康講座を開催し、健康づくりの啓発活動を行います。	健康増進課
57	健康づくり拠点施設での各種スポーツ教室の開催	健康づくり拠点施設（健康づくりセンター「ウェルピアながいずみ」）において、住民の健康づくり活動を促進するため、身体的差異など性差に配慮し、スポーツニーズに対応した各種スポーツ教室の開催や情報提供・発信を充実させます。	健康増進課

※23 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利） リプロダクティブ・ヘルスとは、性や子どもを産むことにかかわるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的に本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。リプロダクティブ・ライツは、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの課題は、「いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由」、「安全で満足のいく性生活」、「安全な妊娠・出産」、「子どもが健康に生まれ育つこと」のほか、「避妊・中絶」、「性暴力」などといったことも含まれており、女性だけでなく男性の理解が必要であるとともに、幼少期・思春期からの教育が必要とされている。

2 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境の充実

家族形態の変容に伴い、単身世帯やひとり親世帯が増加している中で、貧困や教育、就労などの機会を得られないといったさまざまな困難を抱える人の増加がみられます。特に高齢者や障がいがある人や町内在住の外国人、生活上困難な状況に置かれている人などは、女性であることで、複合的な困難を抱える場合があり、人権尊重の観点からの配慮を行うとともに、誰もが安心して暮らせる環境整備が求められます。

こうしたさまざまな困難を抱えた人の自立につなげるための支援、家庭や地域において健康で安心して暮らせるための支援の充実に努めるとともに、子育てや介護を支援するサービスの充実に努めます。

(1) 子育て環境の整備

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
58	子育て支援の充実	こども交流センター「パルながいずみ」において「援助を受けたい」「援助をしたい」方を対象としたファミリー・サポート・センター事業を実施し、マッチングを行うことで、子育て支援の充実に図ります。	こども未来課
59	子育て情報の提供	町内の施設や公園、病院などを掲載した子育てガイドブックを作成し、子育て世帯の転入者に配布します。また、子育てアプリやホームページを活用してより多くの情報を提供します。	こども未来課 健康増進課
60	子育て世帯が外出できる環境の整備	乳幼児を持つ子育て世帯が安心して外出できるよう、おむつ交換や授乳、ミルク用のお湯の提供ができる「ながいずみベビーステーション」設置事業を推進します。	こども未来課



(作成：生涯学習課)



(2) 相談機能の整備

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
61	子ども・子育て総合相談	保健師、社会福祉士などの専門職を配置し、子どもや子育てに関するさまざまな相談に応じるとともに、相談内容により関係機関と連携を図り、各種相談に応じます。また、子育て支援センターにおいて、小さな子どもをもつ親の育児相談に応じます。	こども未来課
62	福祉に関する総合相談	関係課と連携し、福祉に関するさまざまな相談に応じます。	福祉保険課
63	高齢者に関する相談 (Ⅳ-4(2)に再掲)	地域包括支援センター※24で、高齢者に関する相談に応じます。	長寿介護課
再掲	心とからだの健康相談 (Ⅳ-1(1)に掲載)	乳幼児健康相談をはじめ成人健康相談や精神科医による「心の相談」を実施し、健康に関する相談に応じます。また、不定期での電話相談にも応じます。	健康増進課
64	障がいのある方への相談支援体制の充実	障がいのある方が日常生活を送る中で生じるさまざまな相談に応じることができるよう、総合的かつ専門的な相談支援の実施や地域支援体制を確保します。	福祉保険課
65	自殺対策に関する連携の促進	誰もがゲートキーパーとして自殺対策の視点が持てるよう各種講座や研修の機会を設けます。また、相談機関の充実や居場所づくりなどの支援に取り組みます。 ※ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人	福祉保険課
66	ヤングケアラーへの支援体制の構築	ヤングケアラー※25の支援を図るため、町内における状況把握と相談支援体制構築に努めます。	福祉保険課 こども未来課 教育推進課

(3) 自立と社会参加の促進

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
67	ひとり親家庭への経済援助・貸付制度	県事業であるひとり親家庭への経済援助・貸付制度の広報及び受付事務を実施し、ひとり親家庭の自立促進を図ります。	こども未来課
68	生活困窮家庭への支援	生活困窮者自立支援制度のもと、生活困窮家庭に対し、就労や家計相談、住居確保給付金の支給など、一人ひとりの状況に合わせた自立に向けた支援を行います。	福祉保険課 (社会福祉協議会)



※24 地域包括支援センター 地域の高齢者の心と身体の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助を包括的に行う中核機関として、市町村が設置する。介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントを担う。

※25 ヤングケアラー 通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親や祖父母、年下のきょうだいなどの介護や世話を日常的に行っている18歳未満の子どもを指す。

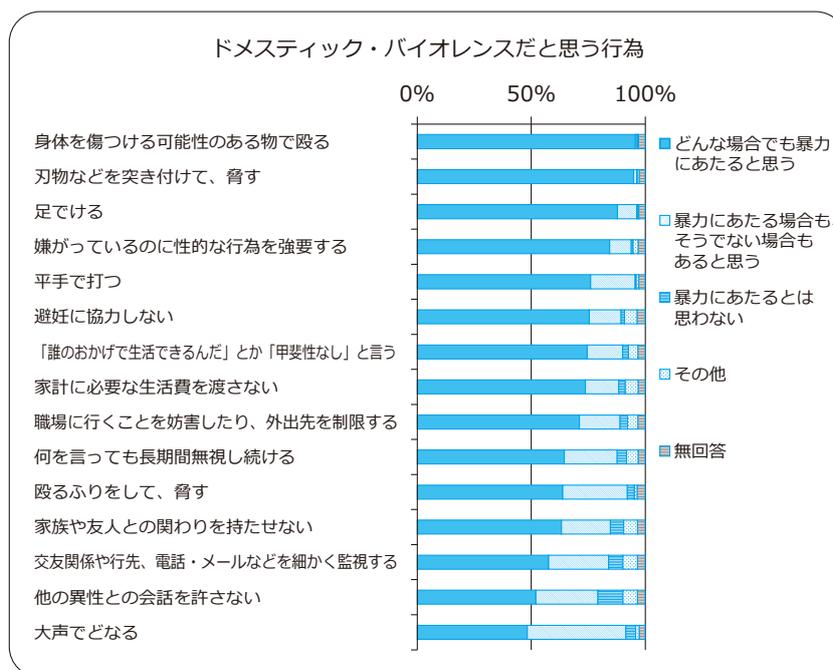
3 ジェンダーに基づく暴力^{※26}の根絶

D V

ドメスティック・バイオレンス（DV）は重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識のもと、あらゆる暴力の根絶を目指すとともに、万が一被害を受けた場合に安心して助けを求めることができ、被害者の安全が守られるよう支援体制の整備を行います。また、あらゆる機会を通じて啓発を行い、住民一人ひとりのDVに関する正しい理解の促進を図ります。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やDVは、基本的人権に係る大きな問題であり、男女共同参画社会を目指す上で、克服すべき重要な課題です。DVについては、身体的暴力だけではなく、心理的暴力、社会的暴力などについての正しい知識の普及と、DVが重大な人権侵害であるという意識を浸透させなければなりません。

DVは潜在化しやすく、周囲の無理解から深刻化する特性があるため、暴力を許さない気運を醸成することが必要です。また、DVなどの相談先を知らない町民も3割ほど見られ、相談体制の周知を図るとともに、身近で安全に相談できる体制を整え、被害者の救済、その後の自立支援を一体的に行える支援体制の整備を行います。



（資料：令和3年度静岡県男女共同参画に関する県民意識調査）

ドメスティック・バイオレンスだと思う行為は、「足でける」「身体を傷つける可能性のあるもので殴る」といった身体に直接危害を加える行為のほか、「『誰のおかげで生活できるんだ』と言う」などの脅迫、「生活費を渡さない」「性的な行為を強要する」などの行為を、暴力と判断している割合が高くなっています。

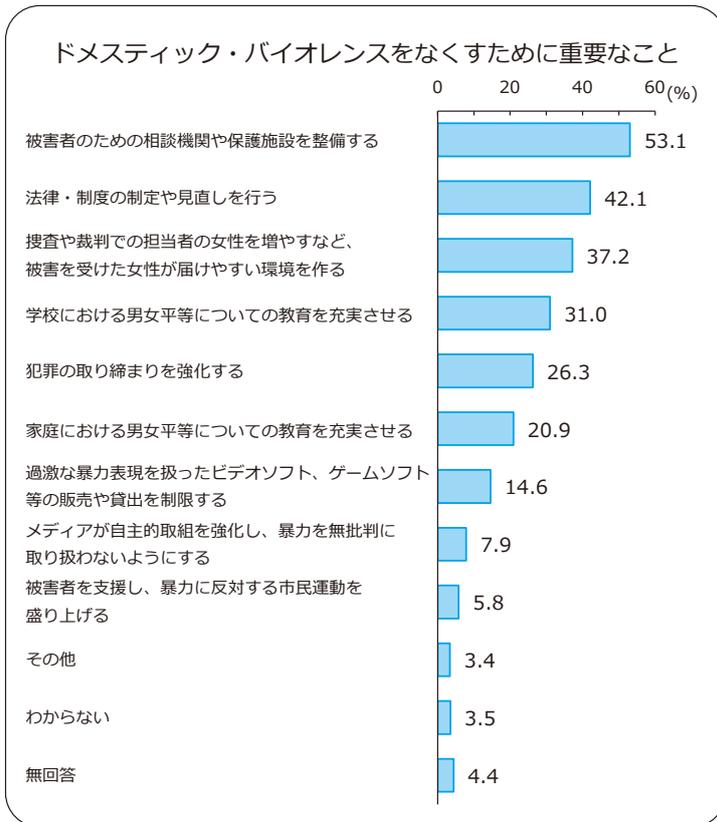
※26 ジェンダーに基づく暴力 国連難民高等弁務官事務所によれば、ジェンダーに基づく暴力は以下の5つに分類することができる。

- ①性的搾取・虐待を含む「性暴力」②殴る蹴るなどの「身体的暴力」③言葉やいじめによる「心理的暴力」④女性性器切除などの「身体に有害とされる伝統的慣習」⑤社会的疎外や貧困といった「社会的・経済的暴力」



(1) あらゆる暴力を根絶するための啓発の推進

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
再掲	暴力防止啓発や防止情報の発信 (Ⅱ-2(1)に掲載)	セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性犯罪など、あらゆる暴力の防止に向けて、チラシ、ポスター、広報紙などによる啓発や防止関連情報を発信します。	福祉保険課 生涯学習課
再掲	セクハラ、パワハラ、DVなどの相談窓口の周知と相談体制の充実 (Ⅱ-2(1)に掲載)	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、虐待、DVに対して早期発見・早期対応を図るため、相談窓口を周知し、相談支援体制の整備を図ります。	福祉保険課 生涯学習課



ドメスティック・バイオレンスをなくすために重要なこととして最も多い回答は、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」が53.1%、次いで「法律・制度の制定や見直しを行う」が42.1%となり、国や自治体による被害者への積極的で具体的な対応が求められています。

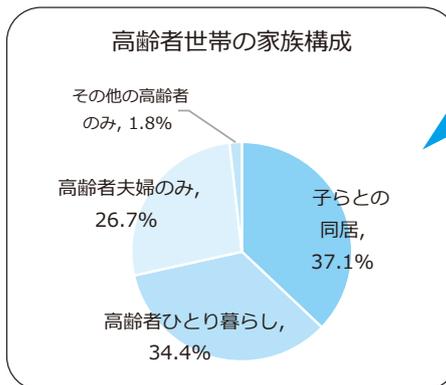
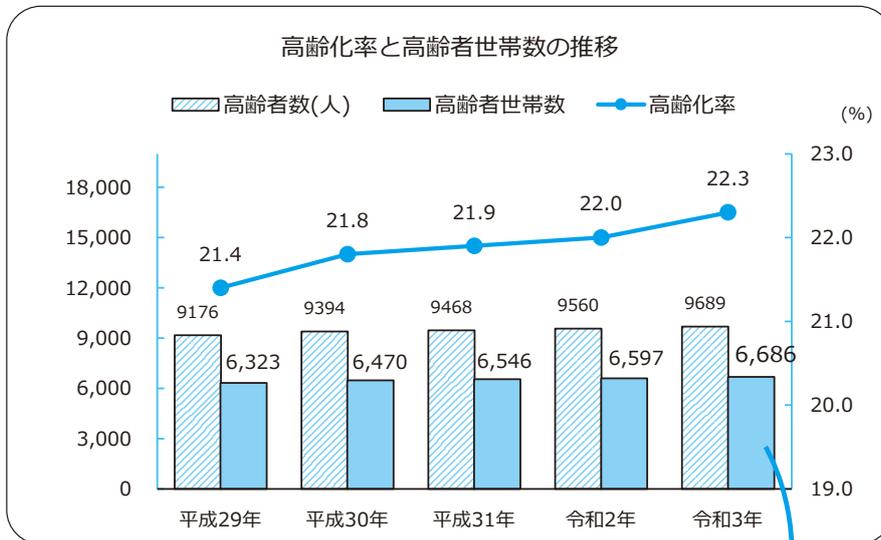
(資料：令和3年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査)

(2) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント対策の強化

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
69	福祉部門への専門職員の配置	社会福祉士や保健師など専門知識にもとづいた助言や指導、援助を行えるよう、有資格者を配置します。	行政課
70	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント相談の充実	ドメスティック・バイオレンスについては、担当者が常時相談に応じ、必要に応じて県と連携して一時保護などの対応を図ります。セクシュアル・ハラスメントについても相談体制の充実を図ります。	福祉保険課
71	住民基本台帳事務における支援措置事務の支援の拡大	DV関連の被害者による支援措置申し出があった場合、住民票や除票、戸籍の附票などを加害者に対して発行しないよう、制限をかけて申し出者などを保護します。	住民窓口課

4 高齢者福祉の向上

高齢者が安心して生活できるように支援するとともに、女性も社会参加しやすい環境の整備を図ります。



(資料: 令和3年版ながいずみ行政資料集)

高齢者の人口及び世帯数の増加がみられ、高齢化が進んでいます。

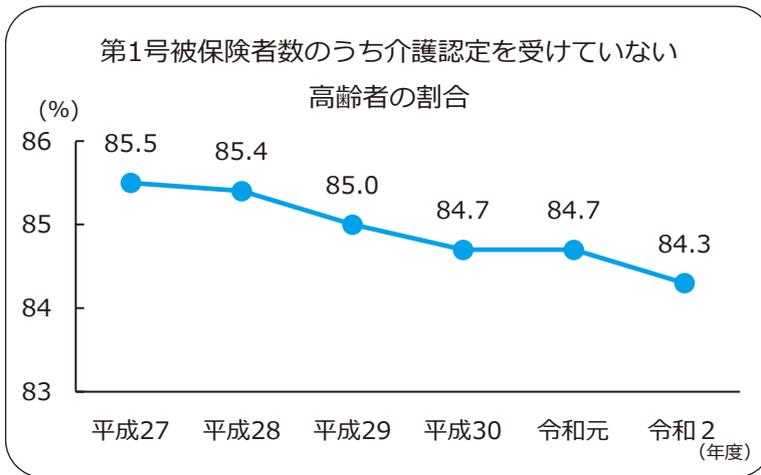
(1) 高齢者の社会参加の促進

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
72	高齢者の社会参加への支援と機会の提供	広報紙やパンフレット・チラシなどの配布により、高齢者を対象とした「くすのき学級」や健康づくりや地域活動、サークル活動など高齢者に対し生涯学習の情報を提供します。	生涯学習課 健康増進課 長寿介護課
再掲	男性・高齢者への家事に関する支援 (Ⅱ-1(2)に掲載)	男性や高齢者など家事経験の少ない方を対象に、食事づくりのきっかけとなるような料理教室のほか、家事への参画を促進する講座を開催し、自立と社会参加の促進を図ります。	健康増進課
73	高齢者の雇用・就労対策の推進	高齢者の社会参加を進め、高齢者のもつ能力を活用していくために、シルバー人材センター事業を支援します。また、女性のスキルを活かしやすい仕事を増やし、就労機会の拡大を図ります。	産業振興課



(2) 介護における支援体制の整備と充実

No.	施策の内容	取り組み内容	担当課
74	介護予防教室などの充実	高齢者がいつまでも健康でいきいきと安心して暮らせるために、介護予防講座などの充実を図ります。	長寿介護課 健康増進課
再掲	高齢者に関する相談 (Ⅳ-2(2)に掲載)	地域包括支援センターで、高齢者に関する相談に応じます。	長寿介護課
再掲	介護に関する教室と介護者交流会の実施 (Ⅱ-1(2)に掲載)	自宅で介護をしている家族を対象に、介護知識や技術習得、また介護者同士の交流を図る家族介護教室を実施します。	長寿介護課



介護認定を受けていない高齢者の割合は減少している傾向です。

(資料: 令和3年版ながいずみ行政資料集)



(作成: 生涯学習課)





1 策定経過

日程	内容
令和元年10月	アンケート調査実施 長泉町在住の18歳以上の住民 配布 1,000人 回収 450通 回収率 45.0%
令和4年8月18日	第1回 長泉町男女共同参画プラン策定委員会 (1) 男女共同参画プランの策定の現状について (2) 体系図及び施策の内容(案)について
令和4年11月8日	第2回 長泉町男女共同参画プラン策定委員会 (1) 施策の内容(案)、体系図(案)について (2) 冊子台割について
令和5年1月10日	第3回 長泉町男女共同参画プラン策定委員会 (1) 第3次長泉町男女共同参画プラン(素案)について
令和5年2月15日 ～令和5年3月16日	パブリックコメントの実施
令和5年3月24日	第4回 長泉町男女共同参画プラン策定委員会 (1) 第3次長泉町男女共同参画プランについて

2 長泉町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和5年3月31日

No.	役職	氏名	推薦団体
1	委員長	鳥居麗子	学識経験者
2	副委員長	大川由紀子	男女共同参画推進委員
3	委員	内田圭介	三島地区労働者福祉協議会長泉支部
4	//	富岡純子	民生委員・児童委員協議会
5	//	山下典子	長泉町商工会
6	//	有賀祐子	学識経験者
7	//	飯沼裕	町内校長会
8	//	鈴木富士子	男女共同参画推進委員
9	//	目黒健一	教育部長
10	//	佐藤久敬	行政課長
監修		犬塚協太	静岡県立大学教授

(敬称略)

事務局	チーム名	職名	氏名
生涯学習課		課長	井出雅人(令和4年4月～9月)
//		課長	大古田英之(令和4年10月～令和5年3月)
//	生涯学習チーム	主幹	大古田英之(令和4年4月～9月)
//	//	主幹	川崎きく恵(令和4年10月～令和5年3月)
//	//	主査	渡邊美紀

3 アンケート調査の結果概要

(1) 調査概要

① 調査設計

調査対象者：長泉町在住の満18歳以上の男女
 調査数：1,000人
 抽出方法：無作為抽出
 調査方法：郵送配布・郵送回収
 調査時期：令和元年10月25日～令和元年11月8日

② 回収結果

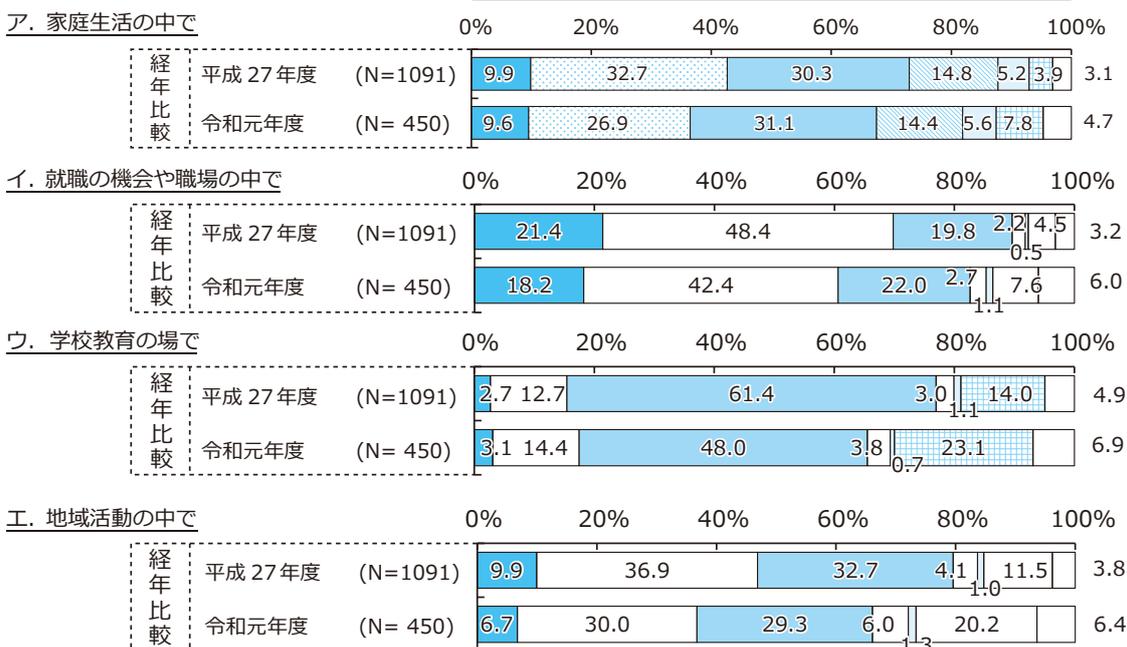
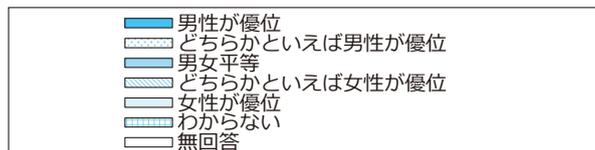
調査数	有効回収数	有効回収率
1,000人	450人	45.0%

(2) 調査結果

問1 あなたは次のアからク分野で、男女の地位の平等がどの程度実現されていると思いますか。各項目ごとに1つ選び番号に○をつけてください。

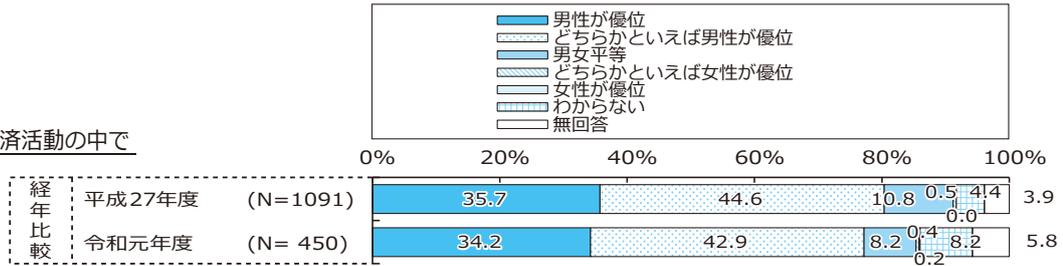
男女の地位の平等がどの程度実現されているかは、「男性が優位」と「どちらかといえば男性が優位」を合わせたものを『男性優遇』、「女性が優位」と「どちらかといえば女性が優位」を合わせたものを『女性優遇』とすると、『男性優遇』は、「イ. 就職の機会や職場の中で」が60.6%、「オ. 政治、経済活動の中で」が77.1%、「カ. 法律や制度の面で」が52.0%、「キ. 社会通念・慣習・しきたりなどで」が69.5%、「ク. 社会全体として」が70.6%と、「男女平等」、『女性優遇』より多くなっています。

経年でみると、「ウ. 学校教育の場で」の「男女平等」が“平成27年度”で61.4%、“令和元年度”で48.0%と“平成27年度”で多くなっています。また、「オ. 政治、経済活動の中で」の“平成27年度”で「女性が優位」と答えた人はいませんでした。

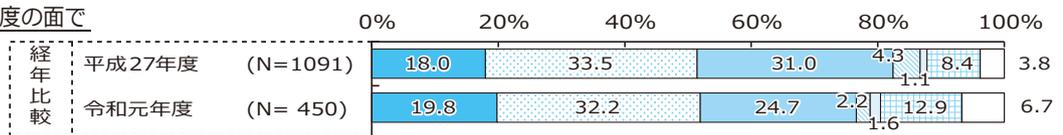




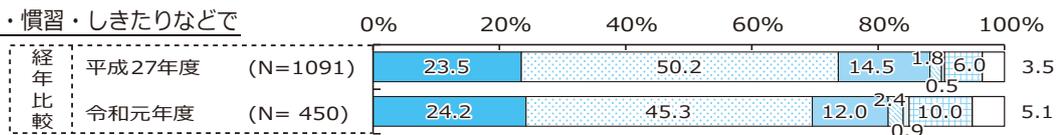
オ. 政治、経済活動の中で



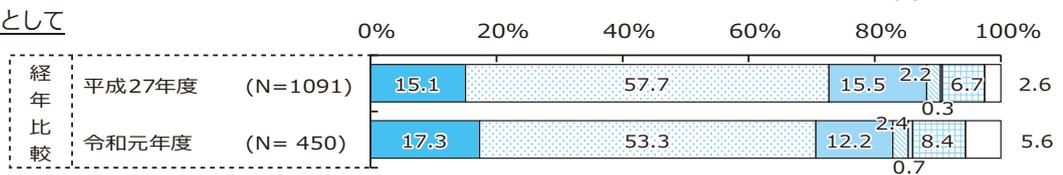
カ. 法律や制度の面で



キ. 社会通念・慣習・しきたりなどで



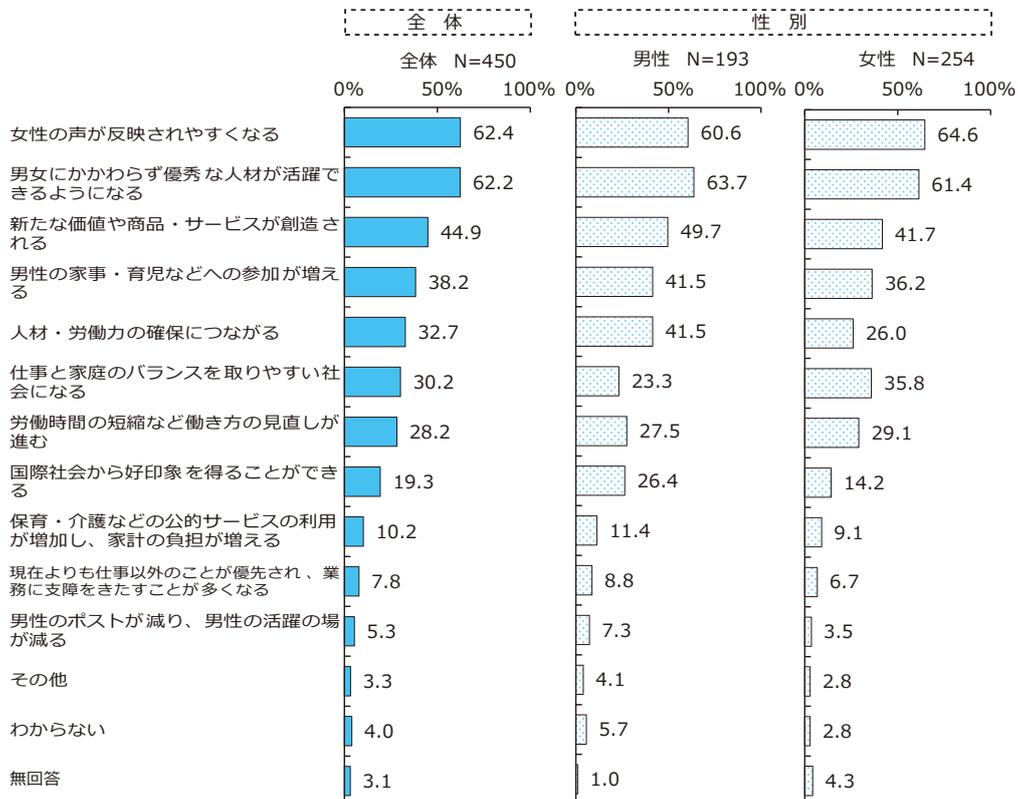
ク. 社会全体として



問2 あなたは、政治・経済・地域の各分野で、女性の参画が進み、女性のリーダーが増えると、社会にどのような影響があると思いますか。(〇はいくつでも)

女性参画が進んで女性のリーダーが増えた場合の社会影響は、「女性の声が反映されやすくなる」が62.4%と最も多く、次いで「男女にかかわらず優秀な人材が活躍できるようになる」が62.2%、「新たな価値や商品・サービスが創造される」が44.9%などとなっています。

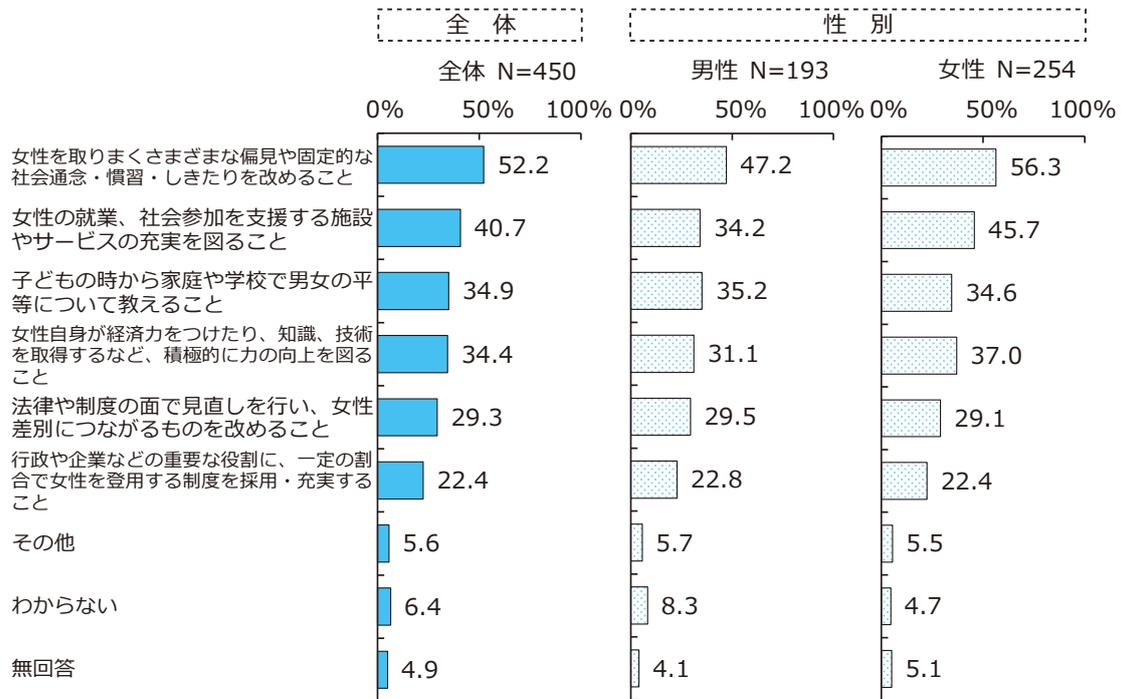
性別にみると、「人材・労働力の確保につながる」が「男性」で41.5%、「女性」で26.0%と、「男性」で多くなっています。



問3 あなたは、今後男女があらゆる分野でもっと平等になるためには、何が重要だと思いますか。
(〇はいくつでも)

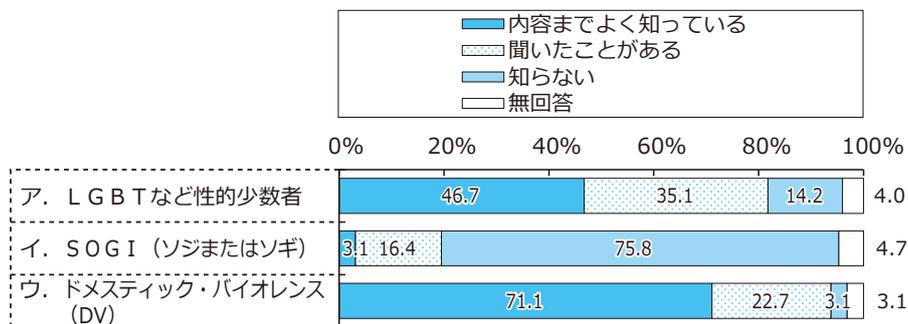
男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なことは、「女性を取りまくさまざまな偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が52.2%と最も多く、次いで「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」が40.7%、「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること」が34.9%などとなっています。

性別にみると、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」が“男性”で34.2%、“女性”で45.7%と、“女性”で多くなっています。



問4 あなたは、性に関する人権にかかわる次の言葉について意味やその内容を知っていますか。

性の人権にかかわる言葉の認知は、「知らない」が「ア. LGBTなど性的少数者」で14.2%、「イ. SOGI (ソジまたはソギ)」で75.8%、「ウ. ドメスティック・バイオレンス (DV)」で3.1%と、「イ. SOGI (ソジまたはソギ)」で最も多くなっています。

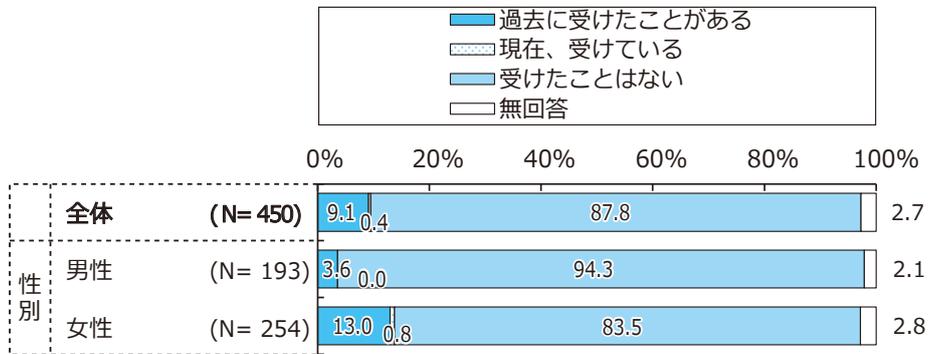




問5 配偶者（夫、妻）や親しい異性（恋人など）から一度でも人権を侵害されるような暴力を受けたことがありますか。（○は1つだけ）

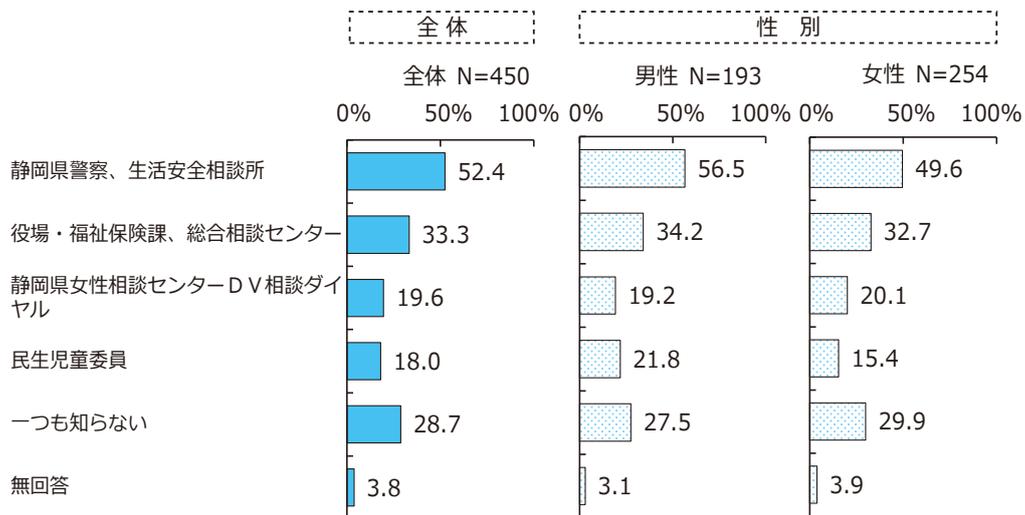
配偶者や親しい異性からの暴力の有無は、「受けたことはない」が87.8%と最も多く、次いで「過去に受けたことがある」が9.1%、「現在、受けている」が0.4%となっています。

性別にみると、「受けたことはない」が“男性”で94.3%、“女性”で83.5%と、“男性”で多くなっています。また、“男性”で「現在、受けている」と答えた人はいませんでした。



問6 あなたは、DVなどの相談先として次のような窓口をご存知ですか。（○はいくつでも）

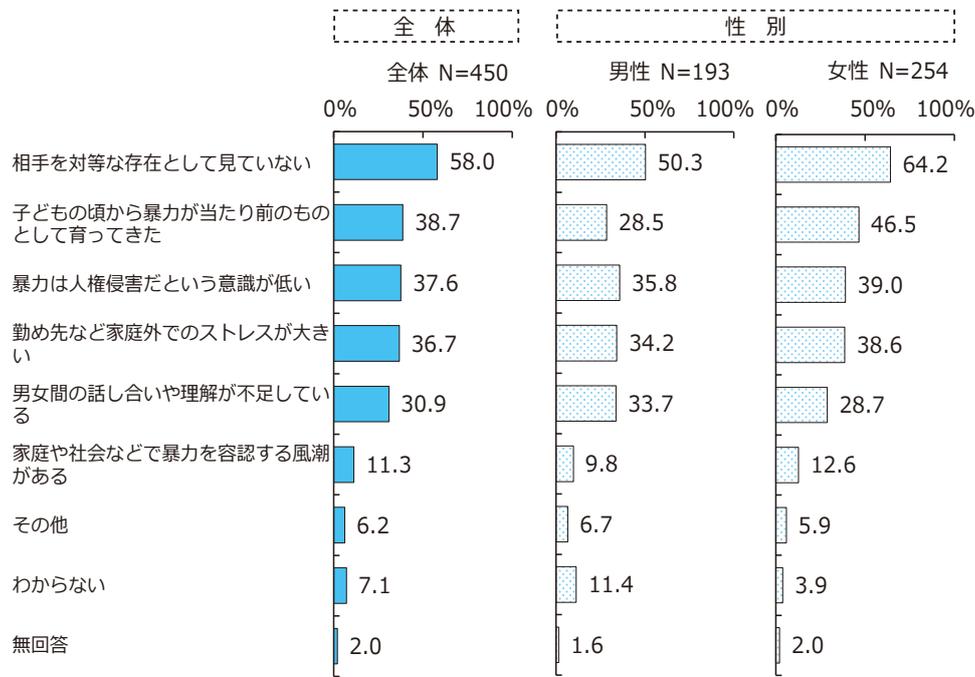
DVなどの相談先として知っている窓口は、「静岡県警察、生活安全相談所」が52.4%と最も多く、次いで「役場・福祉保険課、総合相談センター」が33.3%、「一つも知らない」が28.7%などとなっています。



問7 あなたは、配偶者や親しい異性が暴力をふるう原因は、どこにあると思いますか。
(○はいくつでも)

配偶者や親しい異性が暴力をふるう原因は、「相手を対等な存在として見ていない」が58.0%と最も多く、次いで「子どもの頃から暴力が当たり前のものとして育ってきた」が38.7%、「暴力は人権侵害だという意識が低い」が37.6%などとなっています。

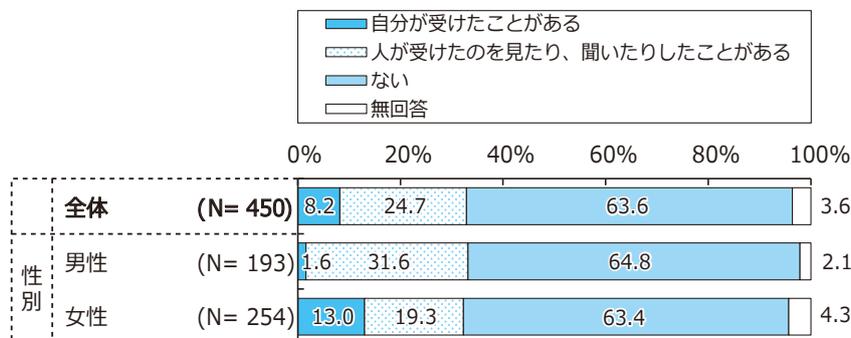
性別にみると、「子どもの頃から暴力が当たり前のものとして育ってきた」が“男性”で28.5%、“女性”で46.5%と、“女性”で多くなっています。



問8 あなたの身近なところ（学校・職場・地域）でセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を見たり、聞いたことはありますか。（○は1つだけ）

身近なところでセクシュアル・ハラスメントの見聞きは、「ない」が63.6%と最も多く、次いで「人が受けたのを見たり、聞いたことがある」が24.7%、「自分が受けたことがある」が8.2%となっています。

性別にみると、「人が受けたのを見たり、聞いたことがある」が“男性”で31.6%、“女性”で19.3%と、“男性”で多くなっています。

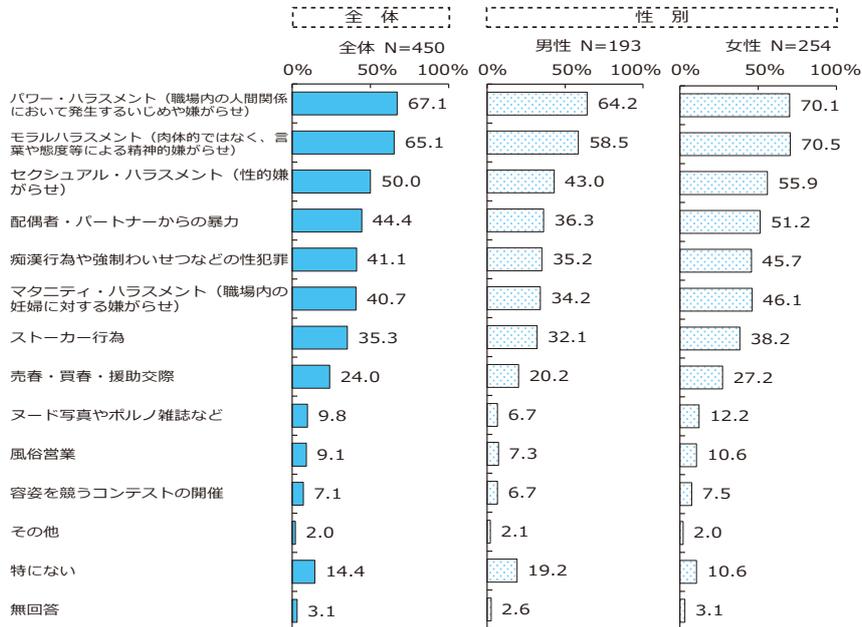




問9 あなたが、人権が侵害されていると感じるのは、どのようなことについてですか。(〇はいくつでも)

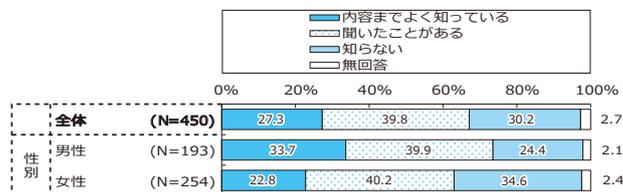
人権が侵害されていると感じることは、「パワー・ハラスメント(職場内の人間関係において発生するいじめや嫌がらせ)」が67.1%と最も多く、次いで「モラルハラスメント(肉体的ではなく、言葉や態度等による精神的嫌がらせ)」が65.1%、「セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」が50.0%などとなっています。

性別にみると、「配偶者・パートナーからの暴力」が「男性」で36.3%、「女性」で51.2%と、「女性」で多くなっています。



問10 あなたは「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」について、言葉や内容を知っていますか。(〇は1つだけ)

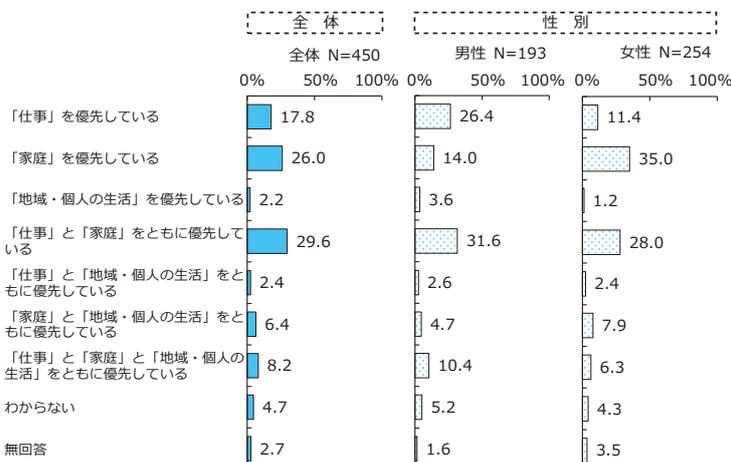
「ワーク・ライフ・バランス」の認知は、「聞いたことがある」が39.8%と最も多く、次いで「知らない」が30.2%、「内容までよく知っている」が27.3%となっています。性別にみると、「内容までよく知っている」が「男性」で33.7%、「女性」で22.8%と、「男性」で多くなっています。



問11 生活の中で「仕事」、「家庭」、「地域・個人の活動」について、あなたの現実に最も近いものをお答えください。(〇は1つだけ)

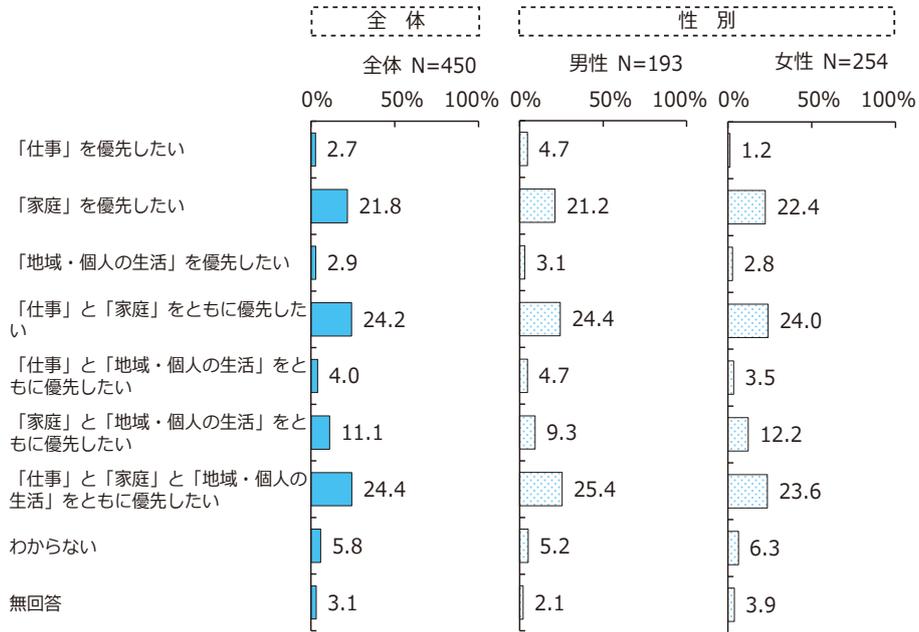
「仕事」、「家庭」、「地域・個人の活動」で現実に最も近いものは、「仕事」と「家庭」をともに優先している」が29.6%と最も多く、次いで「家庭」を優先している」が26.0%、「仕事」を優先している」が17.8%などとなっています。

性別にみると、「家庭」を優先している」が「男性」で14.0%、「女性」で35.0%と、「女性」で多くなっています。



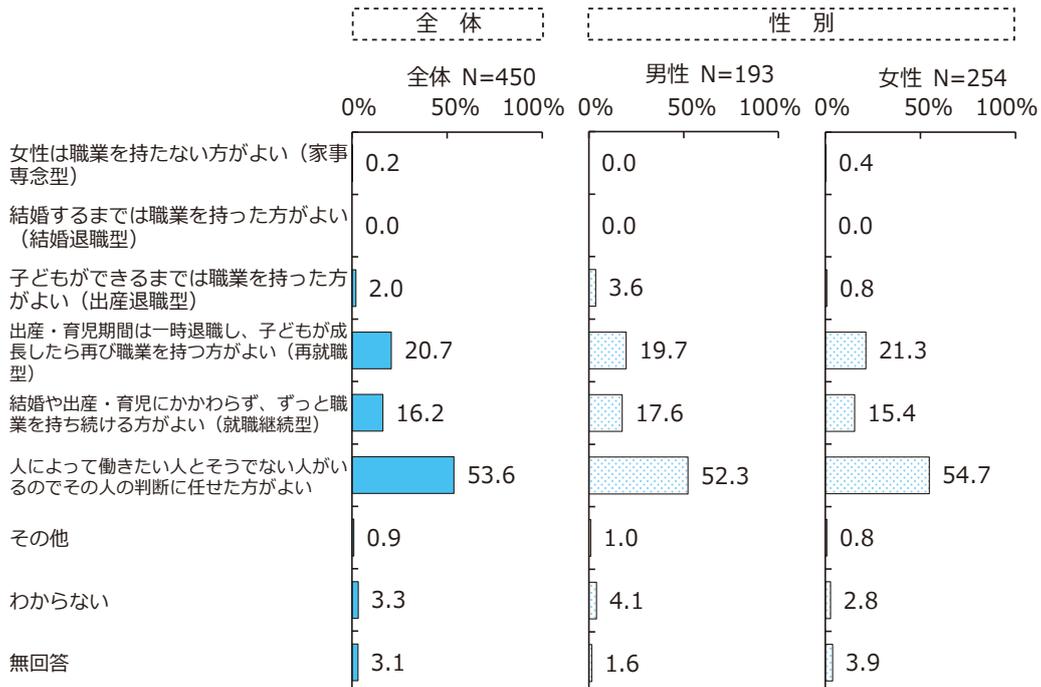
問12 生活の中で「仕事」、「家庭」、「地域・個人の活動」について、あなたの理想に最も近いものをお答えください。
(○は1つだけ)

「仕事」、「家庭」、「地域・個人の活動」で理想に最も近いものは、「仕事」と「家庭」と「地域・個人の生活」をともに優先したいが24.4%と最も多く、次いで「仕事」と「家庭」をともに優先したいが24.2%、「家庭」を優先したいが21.8%などとなっています。



問13 女性の就業のあり方について、あなたはどのような形が最も望ましいと思いますか。
(○は1つだけ)

女性の就業のあり方で最も望ましいものは、「人によって働きたい人とそうでない人がいるのでその人の判断に任せた方がよい」が53.6%と最も多く、次いで「出産・育児期間は一時退職し、子どもが成長したら再び職業を持つ方がよい(再就職型)」が20.7%、「結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続ける方がよい(就職継続型)」が16.2%などとなっています。

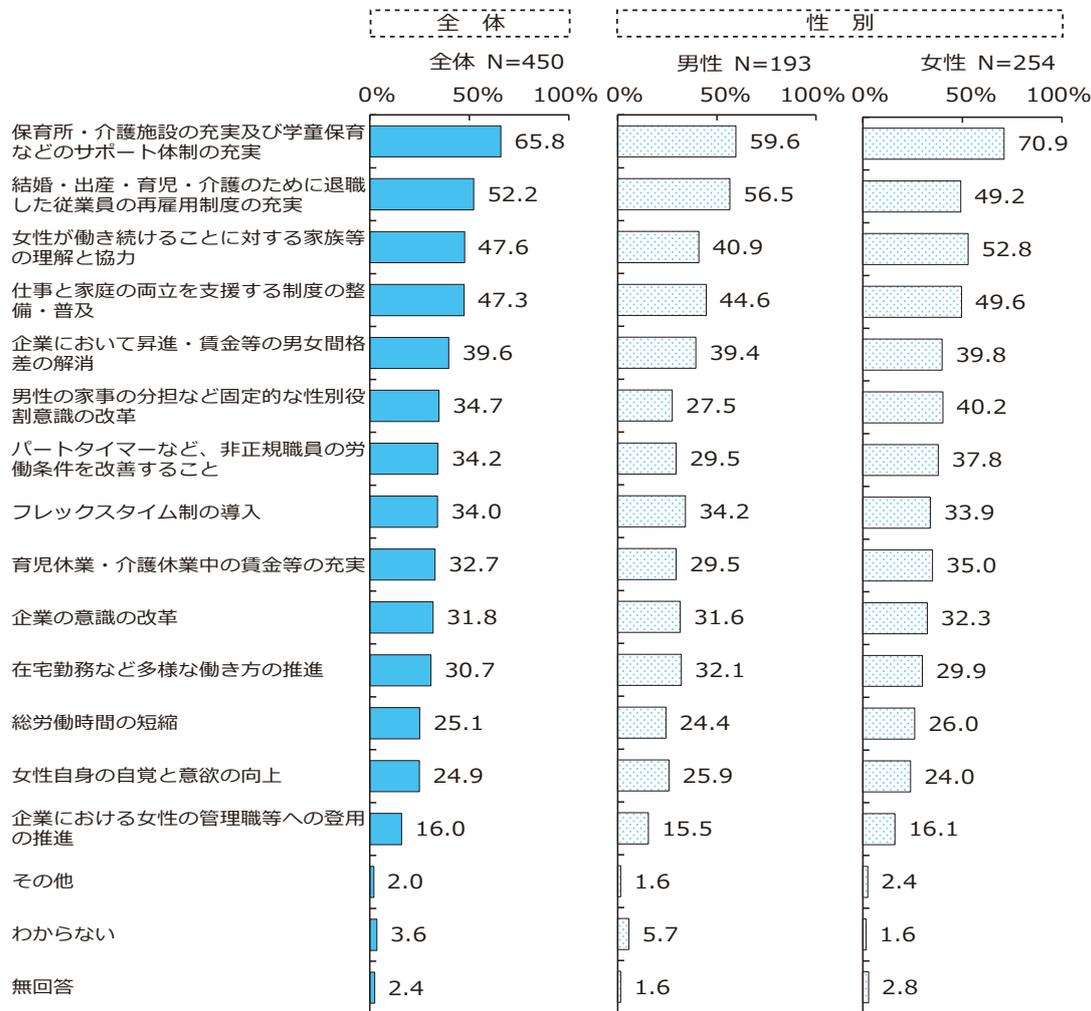




問14 女性が働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。現在働いていない方は、過去の経験やイメージでも結構ですのでお答えください。（〇はいくつでも）

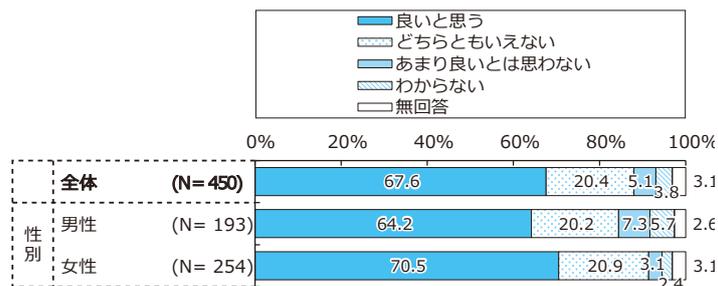
女性が働き続けるために必要なことは、「保育所・介護施設の充実及び学童保育などのサポート体制の充実」が65.8%と最も多く、次いで「結婚・出産・育児・介護のために退職した従業員の再雇用制度の充実」が52.2%、「女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力」が47.6%などとなっています。

性別にみると、「男性の家事の分担など固定的な性別役割意識の改革」が“男性”で27.5%、“女性”で40.2%と、“女性”で多くなっています。



問15 男性が「育児休暇」「介護休暇」を取得することについて、あなたはどうお考えですか。（〇は1つだけ）

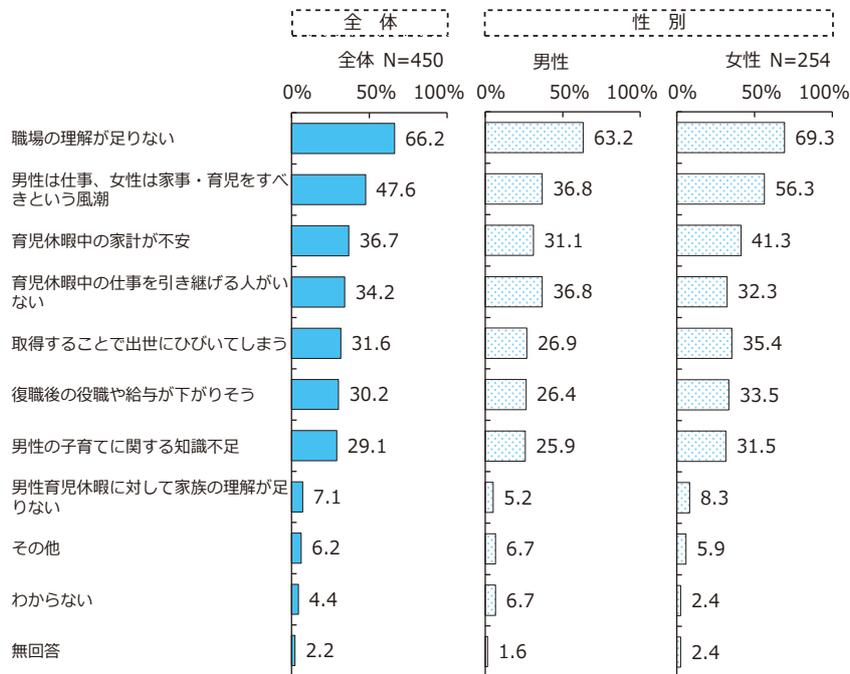
男性が「育児休暇」「介護休暇」を取得することについては、「良いと思う」が67.6%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が20.4%、「あまり良いとは思わない」が5.1%などとなっています。



問16 あなたは、男性の育児休暇取得が進まない理由は何だと思いますか。
(〇はいくつでも)

男性の育児休暇取得が進まない理由は、「職場の理解が足りない」が66.2%と最も多く、次いで「男性は仕事、女性は家事・育児をすべきという風潮」が47.6%、「育児休暇中の家計が不安」が36.7%などとなっています。

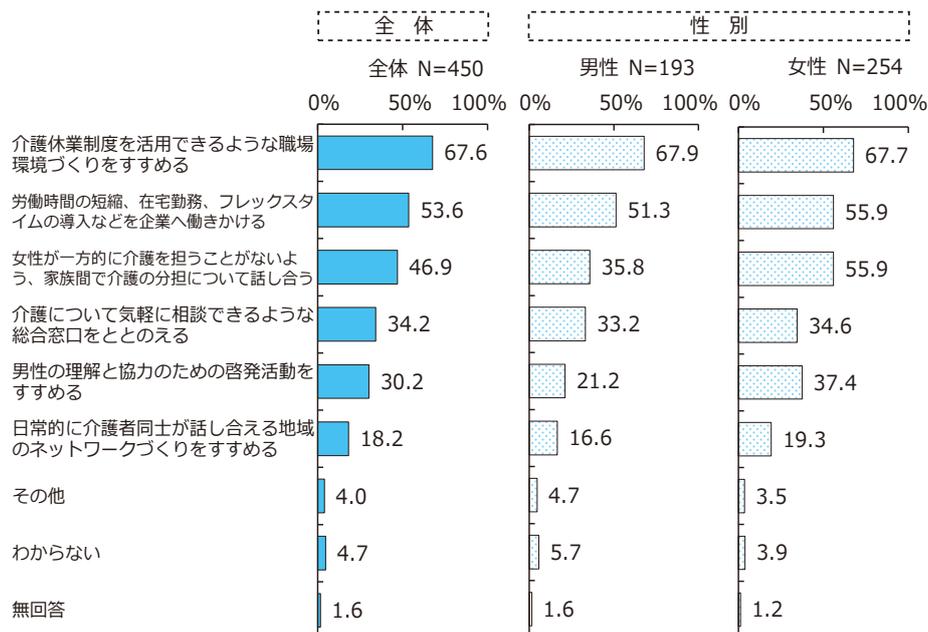
性別にみると、「男性は仕事、女性は家事・育児をすべきという風潮」が“男性”で36.8%、“女性”で56.3%と、“女性”で多くなっています。



問17 高齢者や病人の介護は、女性（妻・子の配偶者・娘）の役割になりがちですが、男性の介護への参加を進めるために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

男性の介護への参加を進めるために必要なことは、「介護休業制度を活用できるような職場環境づくりをすすめる」が67.6%と最も多く、次いで「労働時間の短縮、在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業へ働きかける」が53.6%、「女性が一方的に介護を担うことがないよう、家族間で介護の分担について話し合う」が46.9%などとなっています。

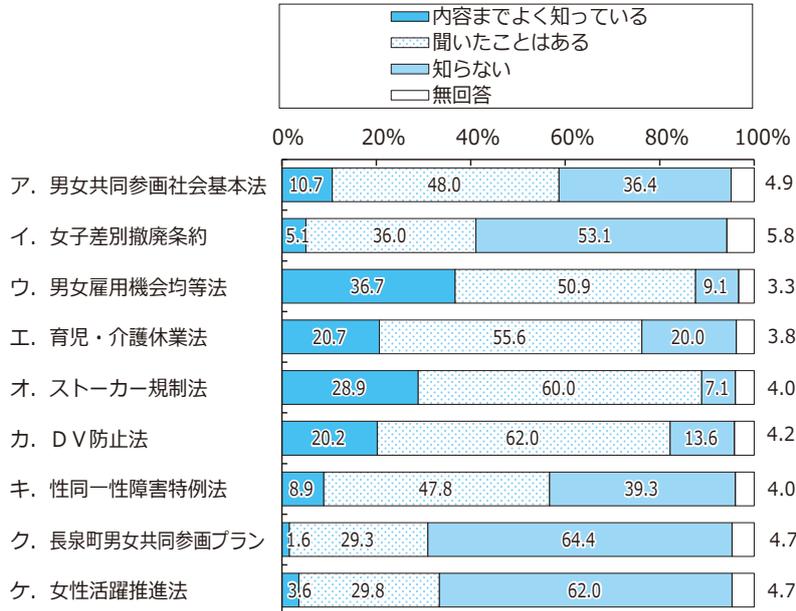
性別にみると、「女性が一方的に介護を担うことがないよう、家族間で介護の分担について話し合う」が“男性”で35.8%、“女性”で55.9%と、“女性”で多くなっています。





問18 現在、男女平等参画社会の実現に向けて、法律や制度等の整備が進んでいます。あなたは、次のような法律等についてご存じですか。アからケの項目ごとに1つ選び番号に○をつけてください。

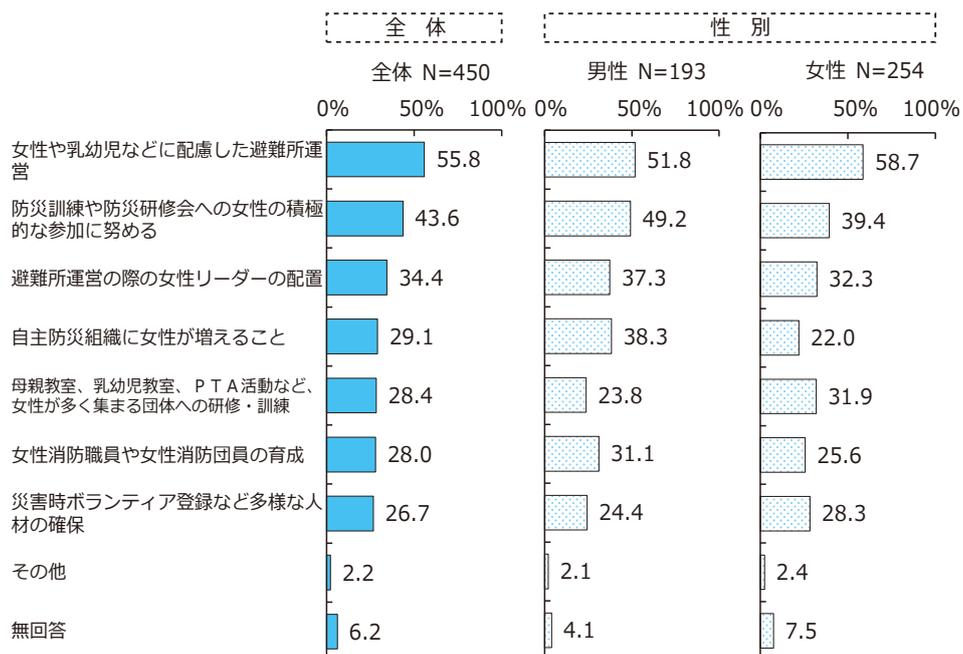
男女平等参画社会に関する法律等の認知は、「知らない」が「ク. 長泉町男女共同参画プラン」が64.4%と多くなっています。経年でみると、「ケ. 女性活躍推進法」の「知らない」が「平成27年度」で73.8%、「令和元年度」で62.0%と、「平成27年度」で多くなっています。



問19 防災には男女のニーズの違いに配慮した取り組みが必要だと考えられるようになってきました。防災活動に関して男女共同参画社会の視点を取り入れていくためにどのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

防災活動に関して男女共同参画社会の視点を取り入れていくために必要なことは、「女性や乳幼児などに配慮した避難所運営」が55.8%と最も多く、次いで「防災訓練や防災研修会への女性の積極的な参加に努める」が43.6%、「避難所運営の際の女性リーダーの配置」が34.4%などとなっています。

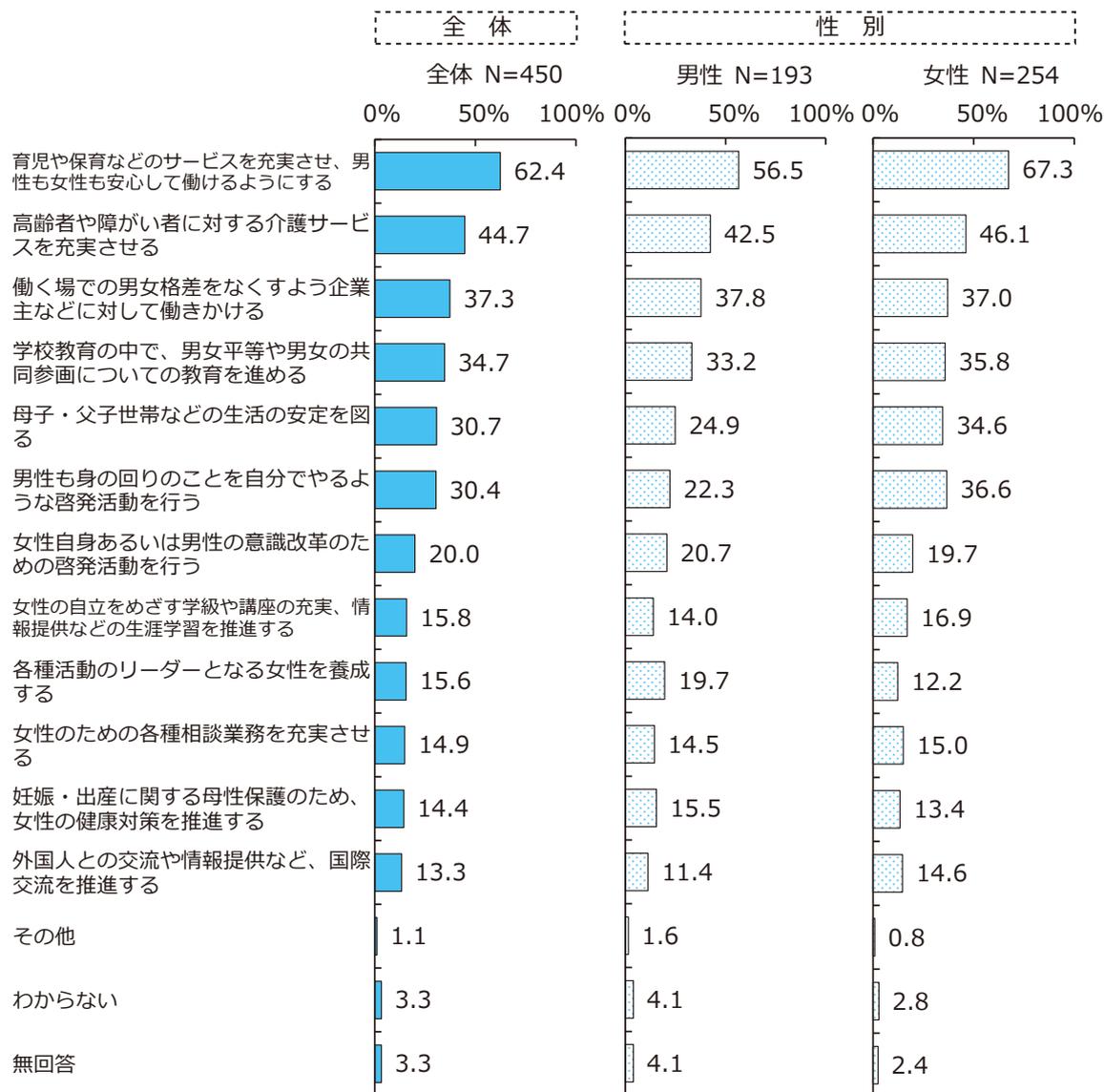
性別にみると、「自主防災組織に女性が増えること」が「男性」で38.3%、「女性」で22.0%と、「男性」で多くなっています。



問20 長泉町を、性別に関係なく、誰もがいきいきと暮らせるより豊かな「男女共同参画社会」にするために、町にはどのようなことに力を入れてほしいですか。（〇はいくつでも）

長泉町を「男女共同参画社会」にするために力を入れてほしいことは、「育児や保育などのサービスを充実させ、男性も女性も安心して働けるようにする」が62.4%と最も多く、次いで「高齢者や障がい者に対する介護サービスを充実させる」が44.7%、「働く場での男女格差をなくすよう企業主などに対して働きかける」が37.3%などとなっています。

性別にみると、「男性も身の回りのことを自分でやるような啓発活動を行う」が“男性”で22.3%、“女性”で36.6%と、“女性”で多くなっています。





4 用語解説

用語	説明
あ行	
アンコンシャス・バイアス	「無意識の思い込み、偏見」と訳され、誰かと話すときや接するときに、これまでに経験したことや見聞きしたものと照らし合わせて、「この人は〇〇だからこうだろう」「ふつう〇〇だからこうだろう」というように、あらゆるものを自分なりに解釈するという脳の機能によって引き起こされるもの。
イクボス	部下のワーク・ライフ・バランスを考え、キャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ上司（経営者・管理職）のこと。
育児・介護休業法	20ページ（※15）参照
M字カーブ	7ページ（※8）参照
LGBTQ	性的指向について、レズビアン(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル(同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)などの呼称、性自認について、例えばトランスジェンダー(出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)、Q:クエスチョニング(恋愛や性愛の対象の性が定まらない人)の呼称があり、これからの頭文字を取った用語。性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の総称として使われることもあるが、実際には多様な性のあり方の一部に過ぎない。
エンパワーメント	13ページ（※13）参照
か行	
家族経営協定	農家における家族員の平等な経営参画を保障するために、家族員相互間で、就業条件や経営の役割分担、収益配分、生活などに関する取り決めを行うこと。
クォータ制	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
固定的な性別役割分担意識	2ページ（※2）参照
コワーキングスペース	22ページ（※18）参照
さ行	
サテライトオフィス	22ページ（※19）参照
JKビジネス問題	児童の性を売り物にする営業の一つ。「JK すなわち「女子高校生」などの18歳に満たないものを雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」などと称し、児童による性的なサービスを客に提供させている問題。
ジェンダー	13ページ（※12）参照
ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラムが公表している、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数。この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成されている。

用語	説明
ジェンダー統計	男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状、その要因や生み出す影響を客観的に把握するための統計。
ジェンダーに基づく暴力	36ページ（※26）参照
持続可能な開発目標（SDGs）	3ページ（※5）参照
周産期	妊娠22週から出生後7日未満までの期間。分娩前後の母子の生命にかかわる事態が発生する可能性が高い時期。
女子差別撤廃条約	2ページ（※1）参照
性的指向・性自認	18ページ（※14）参照
セクシュアル・ハラスメント	23ページ（※20）参照
SOGI	性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字を取った用語。
た行	
ダイバーシティ	多様性を意味する。性別や国籍、年齢などに関わるなく、多様な個性が力を発揮し、共存すること。
ダブルケア	子育てと高齢者の介護が同時期に発生する状態。
男女共同参画	2ページ（※3）参照
男女共同参画社会基本法	3ページ（※4）参照
地域包括支援センター	35ページ（※24）参照
デートDV	交際相手から振るわれる暴力。暴力の内容は、ドメスティック・バイオレンス（11ページ（※10）参照）とほぼ同様だが、高額なプレゼントを要求する、勝手に携帯電話をチェックするといったものも含まれる。
テレワーク	22ページ（※16）参照
ドメスティック・バイオレンス（DV）	11ページ（※10）参照
は行	
ハラスメント	11ページ（※11）参照
ファミリー・サポート・センター	24ページ（※22）参照
ポジティブ・アクション（積極的格差改善措置）	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、さまざまな人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。
ま行	
マタニティ・ハラスメント	23ページ（※21）参照



用語	説明
メディアリテラシー	メディア(新聞、雑誌、テレビ、インターネットなど)からの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力。
や行	
ヤングケアラー	35ページ(※25) 参照
ら行	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	33ページ(※23) 参照
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真などを撮影対象者の同意なくインターネット上に公開することなどをいう。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	11ページ(※9) 参照
ワーケーション	22ページ(※17) 参照
ワンストップ支援センター	性犯罪、性暴力被害者に対して、被害直後から総合的な支援(産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法律的支援等)を可能な限り1か所で提供(当該支援を行う関係機関。団体に確実につながることを含む)することにより、被害者の心身の負担軽減とその健康の回復を図るとともに、警察への届け出の促進、被害の潜在化防止を目的とする支援。



(作成：生涯学習課)

5 関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
最終改正年月日：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあ



らゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同

第3次長泉町男女共同参画プラン

参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることを。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則

(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日号外法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働

第3次長泉町男女共同参画プラン

者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を動案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規

定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性



の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、

その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進

第3次長泉町男女共同参画プラン

に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕



(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行〕

- 一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行〕

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年三月三十一日法律第一二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 〔略〕
- 三 〔前略〕附則〔中略〕第二十四条〔中略〕の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日
- 二 〔略〕

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

[平成十三年四月十三日法律第三十一号]

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基

本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援セン



- ター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等

に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防

止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合に

いて、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合につ



いて準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必

要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み

第3次長泉町男女共同参画プラン

替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例に



よることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処

せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

第3次長泉町男女共同参画プラン

令和5年3月

編集・発行 長泉町教育委員会生涯学習課

〒411-0943 静岡県駿東郡長泉町下土狩1283-11 コミュニティながいずみ内

電 話 055-986-2289

F A X 055-988-7802

U R L <https://www.town.nagaizumi.lg.jp>

E-mail syogai@town.nagaizumi.lg.jp



長泉町SDGs